

第 4 次宝塚市環境基本計画

令和 8 年●月
宝塚市

環 境 都 市 宣 言

私たちの地球は、バランスのとれた生き物のようなもので、人類のみならず、すべてのいのちの源であり、地球の未来は、その恵みによって生きている人間の知恵と行動に大きくゆだねられています。

私たちのまち宝塚は、六甲、北摂の山なみ、武庫川の流れに象徴される豊かな自然や歴史的、文化的な資源に恵まれた美しいまちです。私たちは、このすばらしい環境を、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

私たちは、宝塚を訪れる人たちとともに、このかけがえのない環境を大切にしながら、今までの暮らしや、いとなみを見直し、一人ひとりの小さな行動を積み重ね、健全で恵み豊かな環境をともにはぐくみ、大きな「宝の塚」を築きあげて「環境都市・宝塚」とすることを、ここに宣言します。

- 一、私たちは、水と緑きらめく、魅力あふれるまちをつくります。
- 一、私たちは、人と自然や生き物がともに生きていくまちをつくり
ます。
- 一、私たちは、ものを大切に、ごみの減量やエネルギーなどの
節約、リサイクルの推進に努めます。

平成八年九月十日

宝 塚 市

はじめに



本市で
平成 18
「第 2 次
この間

差し替え予定

進に関する基本条例の制定、宝塚エネルギー2050 ビジョンの策定、生物多様性たからづか戦略の策定など、計画を推進する仕組みづくりを構築する一方で、環境フォーラム、節電キャンペーンなど、市民の環境への関心を高める啓発活動を実施しました。

また、市民一人ひとりの節電意識の向上や環境保全活動団体による環境保全活動の活発化、環境学習・教育の充実など、計画実現に向けた取組みが着実に積み重なってきています。

しかし、一方で、世界経済情勢の変化等により温室効果ガスの排出量削減が進まず、地球温暖化の進行に起因する気候変動が顕在し、生物多様性が年々失われるなど、環境をとりまく課題が多様で複雑になっています。

このような状況の中、これまでの取組を検証するとともに社会情勢の変化や新たな環境課題に対応するため、「第 3 次宝塚市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画では、地球温暖化対策に加え、本市の持つ豊かな生物多様性の保全を重点的な視点として新たに取り入れたほか、良好な環境を次の世代に引き継ぐための人材育成に関する取組を具体化しています。

計画の策定に当たっては、市民や事業者向けアンケートを実施し、宝塚市環境審議会において議論を重ね、パブリック・コメントを実施するなど、多くの市民、事業者からの意見を受けて策定しました。

また、計画の推進におきましても、市民、事業者、市がより深く連携し、本市の持つ豊かで美しい環境をともに守り育てられるように、一層取組を進めてまいりたいと思います。

最後に、本計画の策定にあたり、宝塚市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言を頂きました市民の皆様、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成 28 年（2016 年）3 月

宝塚市長 **中川智子**

目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の役割と位置づけ	2
1 計画の目的・役割	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第3節 計画の対象	3
1 対象地域	3
2 対象とする環境要素	3
3 対象とする人々、団体	3
第4節 計画の推進主体	4
第2章 宝塚市の地域概況	5
第1節 自然的条件	5
1 位置・地勢	5
2 気候	6
第2節 社会的条件	7
1 人口など	7
(1) 人口・世帯の推移	7
(2) 将来推計	8
2 産業	9
(1) 農家数	9
(2) 森林面積	9
(3) 工業	10
(4) 商業	10
3 土地利用	11
4 都市公園	11
5 交通	13
(1) 公共交通	13
(2) 自動車など保有台数	14
第3章 宝塚市の環境の現状	15
第1節 地球温暖化	15
1 温室効果ガス排出量	15
2 エネルギー消費	16

3	再生可能エネルギーの導入状況	17
第2節	循環型社会	18
1	ごみ処理	18
(1)	ごみ排出量	18
(2)	リサイクル率	18
第3節	自然環境	19
1	位置・地形	19
2	主な河川・ため池	20
3	植生・植物	21
4	動物	22
(1)	哺乳類	22
(2)	鳥類	22
(3)	両生類	22
(4)	爬虫類	22
(5)	魚類	23
(6)	昆虫類	23
(7)	貝類	23
(8)	外来種	24
5	生態系	25
6	自然環境の保全に係る区域などの指定状況	27
第4節	大気環境	28
1	硫黄酸化物 (SO ₂)	29
2	窒素酸化物 (二酸化窒素)	30
3	光化学オキシダント (Ox)	31
4	浮遊粒子状物質 (SPM)	32
5	一酸化炭素 (CO)	34
6	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	35
第5節	水環境	36
1	公共用水域 (河川・湖沼・海域)	36
(1)	健康項目	36
(2)	生活環境項目	36
(3)	要監視項目	37
2	地下水	37
(1)	環境基準項目	37
(2)	要監視項目	37
3	水資源	38
第6節	騒音・振動	39
第7節	公害に係る苦情の現状	40
第8節	快適環境	41
1	景観	41

2 文化財など	42
第9節 環境特性	43

第1章 環境基本計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

本市の環境基本計画（以下、本章において「計画」という。）は、平成8年度（1996年度）を初年度として策定され、これまでに第1次から第3次までの計画を通じて、本市の環境施策を体系的に推進してきました。

第3次計画を策定した平成27年度（2015年度）からの10年間では、気候変動や海洋プラスチック問題など、環境課題が深刻化し、地球規模での取組が求められるようになりました。国においては令和2年（2020年）に「温室効果ガス2050年排出実質ゼロ」を表明し、令和3年（2021年）には2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比26%から46%に大きく引き上げました。

本市においても、令和3年（2021年）には「ゼロカーボンシティ」の表明及び「気候非常事態宣言」を発出するなど、2050年までの脱炭素社会の実現に向けた強い意志を明確にしました。

また、令和3年度（2021年度）には「第2次宝塚エネルギー2050ビジョン」及び「第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画」を策定（令和5年度（2023年度）改定）、再生可能エネルギーの導入促進やエネルギーの地産地消、生物多様性の保全など、具体的な施策を推進しています。

循環型社会の形成に向けては、令和7年度（2025年度）に「宝塚市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の徹底や適正なごみ処理、新ごみ処理施設建設などに取り組んでおります。

生物多様性の分野においても、令和4（2022年）に、生物多様性の新たな世界的目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させて、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」が提唱されました。これを受け、国においても令和5年（2023年）に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、県においても令和7年（2025年）に「生物多様性ひょうご戦略」が改定されました。

本市では、平成28年度（2016年度）に「生物多様性たからづか戦略」における行動計画を改定し、地域の生態系や自然環境と人との関わりを再認識しながら、市民・事業者・行政の協働による保全・再生・持続可能な活用を推進してきました。持続可能な社会の構築に向けた生物多様性の主流化が進みつつある中、本市においても自然共生社会の実現を目指す取組が求められており、令和8年3月には「第2次生物多様性たからづか戦略」を策定しました。

この間も引き続き、「宝塚を美しくする市民運動」の継続的な展開や、平成27年（2015年）に制定された「ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づく啓発活動など、コロナ禍における一時中断した時期もあったものの、市民参加による環境美化への取組も実施しています。

これらの実績とともに、社会経済状況の変化や新たな環境課題を踏まえ、令和8年度からの10年間を見据えた新たな計画として、「第4次宝塚市環境基本計画」（以下、本章において「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の役割と位置づけ

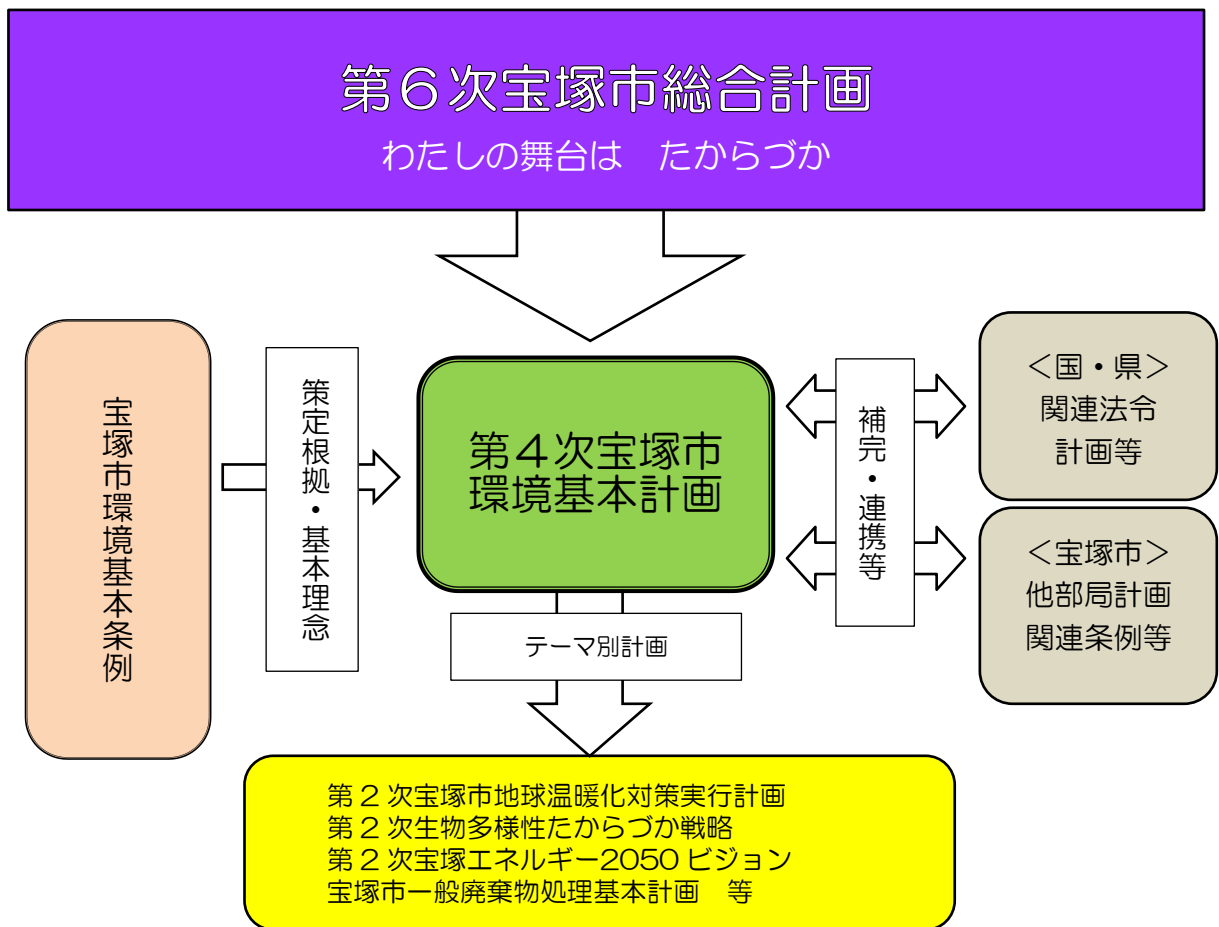
1 計画の目的・役割

本計画は、宝塚市環境基本条例（以下、本章において「条例」という。）の規定に基づき、市民・事業者・市のすべての主体が公平な役割分担の下で協働することにより、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、次の3つの役割を担います。

- 1 本市における望ましい環境都市像の実現に向けた方向性を示す。
- 2 環境の保全及び創造に関する目標及び環境行政の基本的な方針・考え方を示す。
- 3 市民・事業者・市が取り組むべき事項を明らかにする。

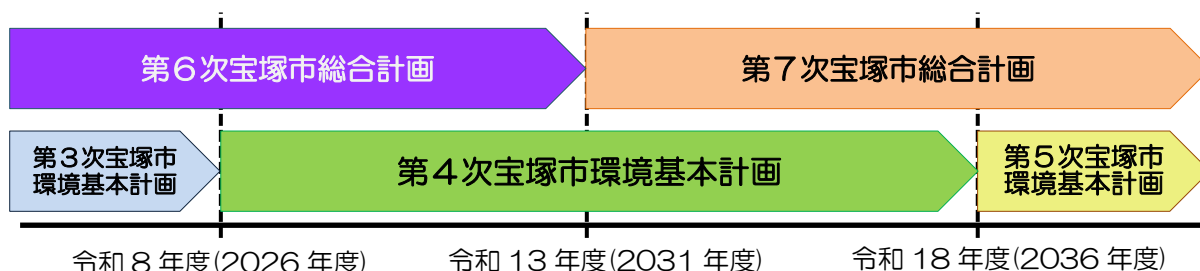
2 計画の位置づけ

本計画は、令和3年（2021年）に策定された第6次宝塚市総合計画の基本構想に掲げる、環境の分野における目標を実現するために、方針や施策を示し、取組の推進を図る計画であり、本市環境施策の根幹となる計画として条例の規定に基づき策定しています。



3 計画の期間

本計画は、目標年度を令和 17 年度（2035 年度）とし、計画期間は令和 8 年度（2026 年度）からの 10 年間とします。なお、総合計画との整合や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。



第 3 節 計画の対象

1 対象地域

本計画は、宝塚市全域をその対象地域とします。また、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、大気、水、地球環境に関わる問題など、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体などと連携して推進に努めます。

2 対象とする環境要素

本計画の対象とする環境要素は下表のとおり設定します。

環境分野	対象とする環境要素
循環系自然環境	地球温暖化、脱炭素社会、再生可能エネルギー、地域エネルギー、省資源・省エネルギー など 廃棄物、3R など
生態系自然環境	生物多様性、生態系、自然景観、森林・里山、自然資源の活用、公園・緑地、緑化 など
生活環境	大気、水質、水資源、騒音・振動、悪臭、化学物質 など
快適環境	景観、道路・交通、福祉、子育て、マナー・モラル など
参画・協働	環境学習・教育、環境保全活動 など

3 対象とする人々、団体

本計画は、市民、自治会・まちづくり協議会・財産区・NPOなど各種民間団体、事業者、市はもとより、買い物・観光・事業活動などでの来訪者や関係者、不在地主など、本市に何らかの関わりを持つ主体のすべてを対象とします。

第4節 計画の推進主体

本計画の推進にあたっては、計画策定主体である市の取組だけでなく、事業者の事業活動、市民の日常生活や市民団体などの活動における環境に配慮した取組の展開が必要です。

また、条例の前文において「我々は、安全で健全かつ快適・文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、この良好な環境を将来の市民に引き継いでいく責務を有することを認識し、市、事業者及び市民それぞれの公平な役割分担の下、その責務を果たし、協働して、環境を守り育てていかなければならない。」として、環境の保全に対して市民、事業者、市が協働して取り組むこととしていることから、本計画の推進主体を「市民」・「事業者」・「市」として、それぞれが密接に連携し協働することにより、計画の推進を図ります。

第4次宝塚市環境基本計画

環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち
～持続可能なまちをめざして～

市民・事業者・市が
相互に連携、協働により推進

※「市民」とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体を表します。

第2章 宝塚市の地域概況

第1節 自然的条件

1 位置・地勢

本市は、昭和29年（1954年）、川辺郡宝塚町と武庫郡良元村との合併により誕生し、さらに翌30年（1955年）に長尾村、西谷村を編入しました。また、本市は、兵庫県の南東部に位置し、南北に長く、武庫川を挟むように、市街地を形成している南部と農山村地域を形成している北部地域とに長尾山系で二分されています。南部では西宮市・伊丹市・川西市と、北部地域では神戸市・三田市・猪名川町とそれぞれ接しています。

南部地域は、北摂連山及び六甲山系の緑に囲まれ、その中央部には武庫川が流れ、北部地域は、周辺各地の開発が進む中で、今なお田園的風景を残しています。

このような立地条件、自然環境に加え、大都市への交通条件にも恵まれ、大都市近郊の良好な住宅都市としての性格を強めています。また一方、古くから歌劇・温泉の町として知られていますが、日本有数の植木産地や、中山寺・清荒神などの神社仏閣、畿内文化の幾多の遺跡にも恵まれ、園芸・観光・レクリエーション都市としての性格も有しています。

位置	東経 135 度 21 分 36 秒 北緯 34 度 47 分 58 秒
広ぼう	東西 12.8km 南北 21.1km
海拔	最高 591.0m 最低 18.1m
面積	101.89 km ²



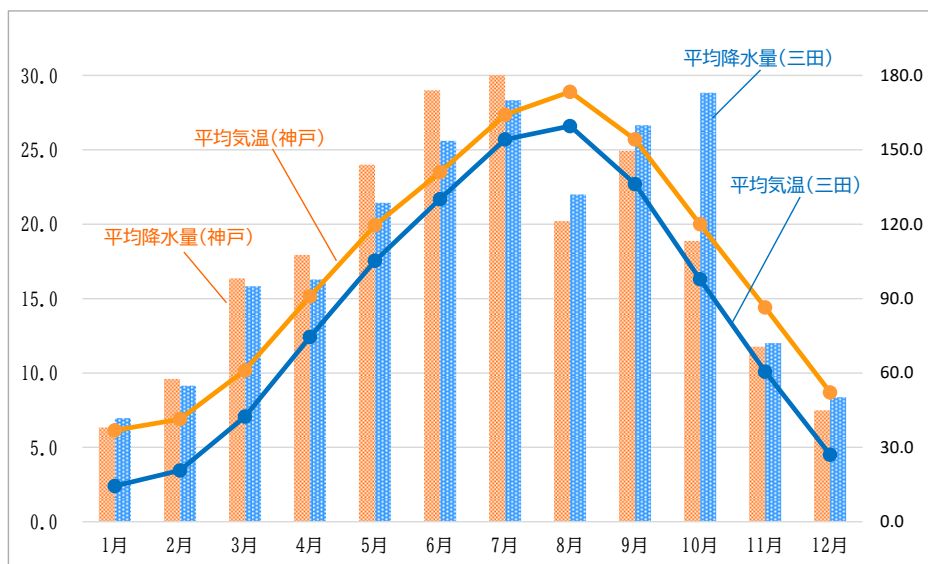
宝塚市の位置図

2 気候

本市の気候は、瀬戸内気候に属し、年間晴天日数は200日以上と一年を通じて比較的温和で穏やかな気候です。北部地域は、冬は南部地域より寒く、昼夜の気温差が大きい特徴があります。また、平成12年（2000年）から令和6年（2024年）の気象データ※における月別平均気温みると、年間を通じて北部と南部では2～4度程度の差があります。年間降水量は南部と北部ともに1,300mm程度であり差はなく、6月、7月、10月の雨量が多くなっています。

※宝塚市の最寄りの神戸気象観測所と三田気象観測所の気象データを用いて各図を作成しています。

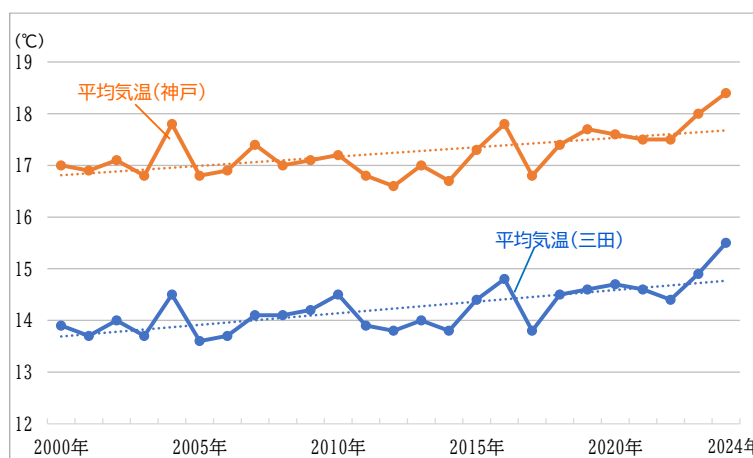
（宝塚市の南部地域は神戸、北部地域は三田の気象データを目安にしてください）



資料：気象庁 気象データ 神戸及び三田観測所 2000年～2024年
気温と降水量の月別平年値

平成12年（2000年）から令和6年（2024年）の年平均気温の推移をみると、南部と北部いずれも平成12年（2000年）頃と比較すると、変動を繰り返しながら徐々に上昇しています。

気温の上昇や豪雨の増加など気候の変化は、農作物の収穫減少、生態系サービスの低下など、私たちの暮らしにも深刻な影響をもたらすことが危惧されています。



資料：気象庁 気象データ 神戸及び三田気象観測所 2000年～2024年
年平均気温の推移

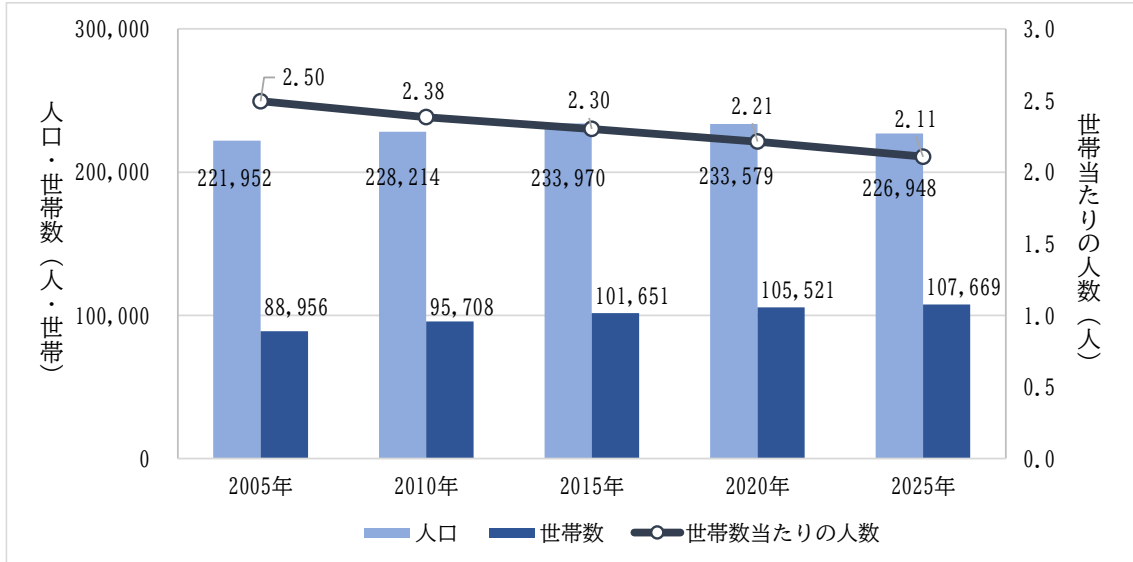
第2節 社会的条件

1 人口など

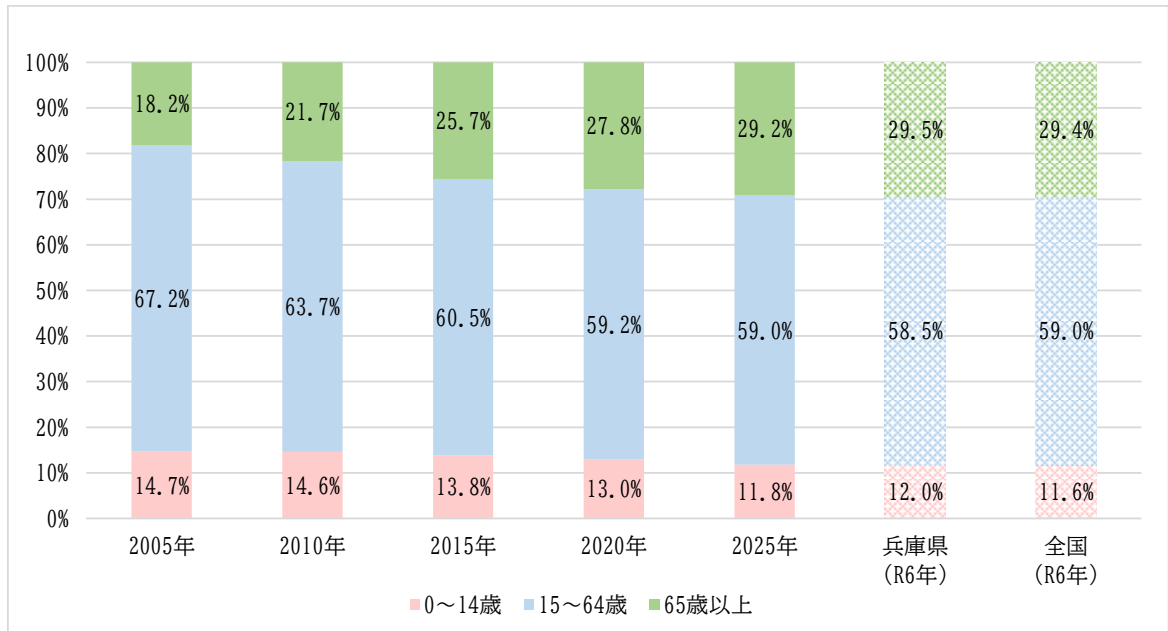
(1) 人口・世帯の推移

本市の人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加しています。また、少子化や単身化する高齢世代の増加などにより世帯人員の数は低下傾向にあります。

年齢3区分構成の推移では、本市においても、少子高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：宝塚市 統計 住民基本台帳法に基づく登録人口（各年6月末日現在）
人口・世帯数の推移



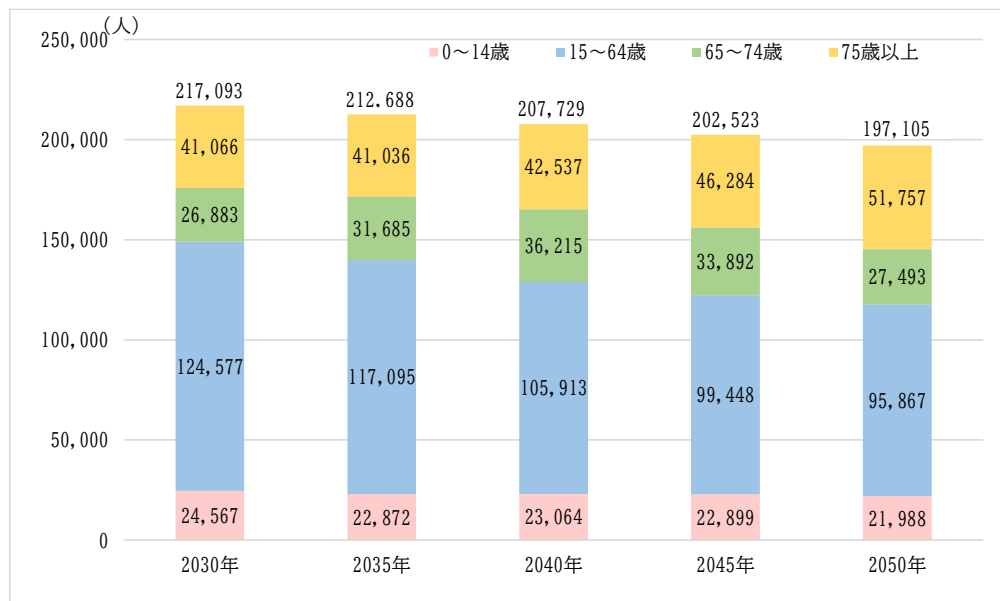
資料：宝塚市 統計 住民基本台帳法に基づく登録人口（各年6月末日現在）
※小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳数字の計と合計数字が一致しないことがあります。
年齢3区分構成比 県・国比較

(2) 将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計準拠推計（令和5年（2023年）推計）によると、令和12年（2030年）に21.7万人である本市の人口は、令和17年（2035年）には21.2万人、令和22年（2040年）には20.7万人まで減少すると予測されています。

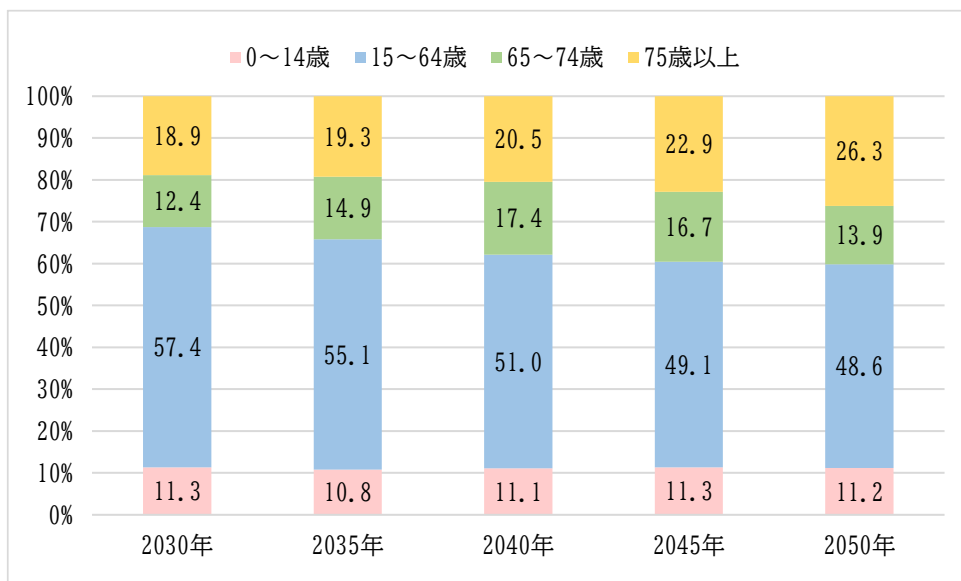
年齢別の構成比では、引き続き少子・高齢化が進行していくと見込まれております。

14歳以下の比率は、令和12年（2030年）11.3%から令和22年（2040年）11.1%と0.2ポイント減少となるのに対して、65歳以上の比率は、同31.3%から37.9%に6.6ポイント増加すると予測されています。



年齢3区分将来推計人口

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年(2023年)推計)」



年齢3区分構成比

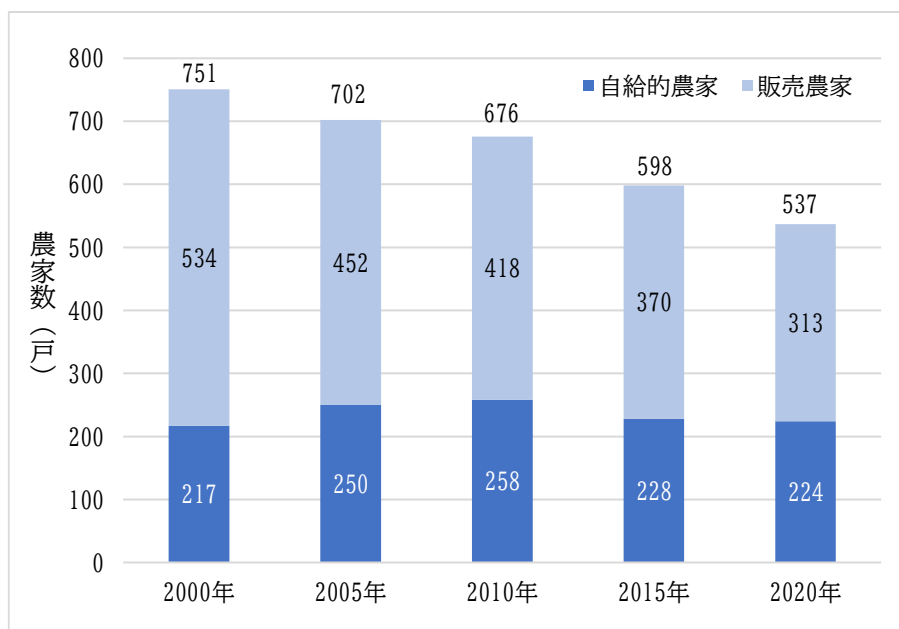
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年(2023年)推計)」

※小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳数字の計と合計数字が一致しないことがあります。

2 産業

(1) 農家数

本市の総農家数は、平成 12 年（2000 年）の 751 戸から令和 2 年（2020 年）537 戸に大きく減少しています。



資料：宝塚市統計書（令和 6 年版）

農家数の推移

販売農家：経営耕作地面積が 30a 以上または年間農産物販売金額が 50 万円以上の農家
 自給的農家：経営耕地面積が 30a 未満で、かつ、年間農産物販売金額が 50 万円未満の農家

(2) 森林面積

本市の令和 5 年（2023 年）3 月末日時点の森林の総面積は 5,619ha で、開発等により年々面積は減少しています。特に天然林が減少しています。

森林面積

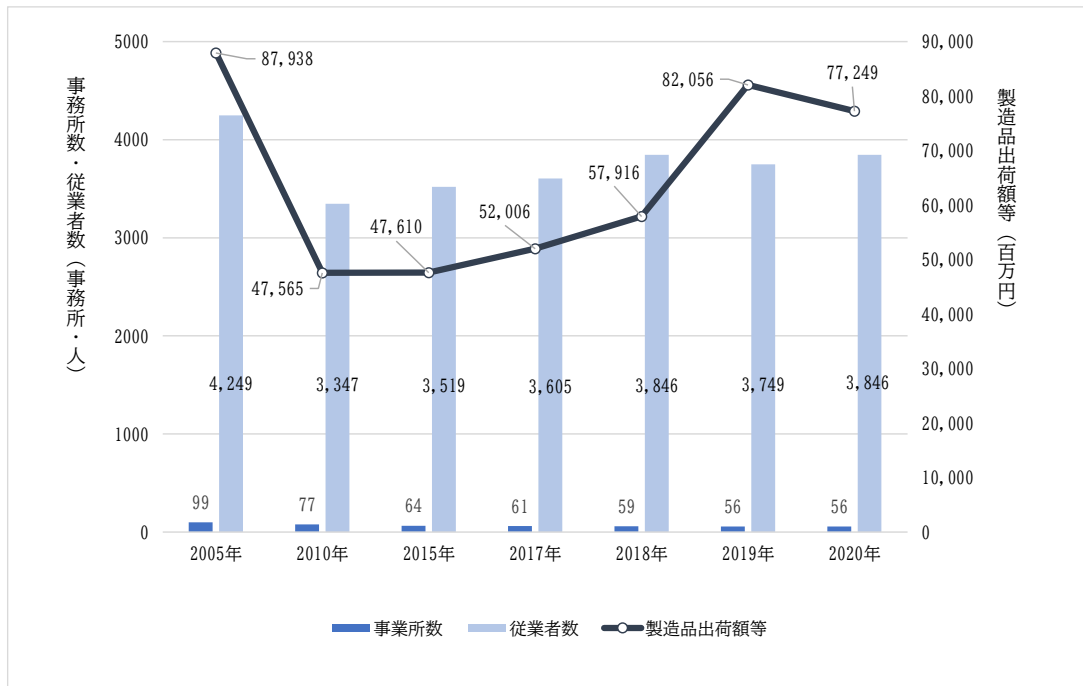
単位 ha

年	総面積	民有林							国有林
		計	立木地		竹林	無立木地		更新 困難地	
			人工林	天然林		伐採跡地	未立木地		
2005年	5,903	5,583	251	5,045	9	0	278	-	320
2010年	5,755	5,458	247	4,924	9	0	278	-	297
2015年	5,703	5,406	247	4,879	9	1	270	-	297
2020年	5,637	5,340	247	4,821	9	1	263	-	297
2021年	5,627	5,330	247	4,813	9	1	261	-	297
2022年	5,626	5,329	247	4,813	9	1	260	-	297
2023年	5,619	5,322	247	4,809	9	1	257	-	297

各年 3 月末日現在 資料：宝塚市統計書（平成 21、24、28 年版、令和 6 年版）

(3) 工業

製造品出荷額などの額は、令和元年（2019年）をピークに、令和2年（2020年）にやや減少しています。

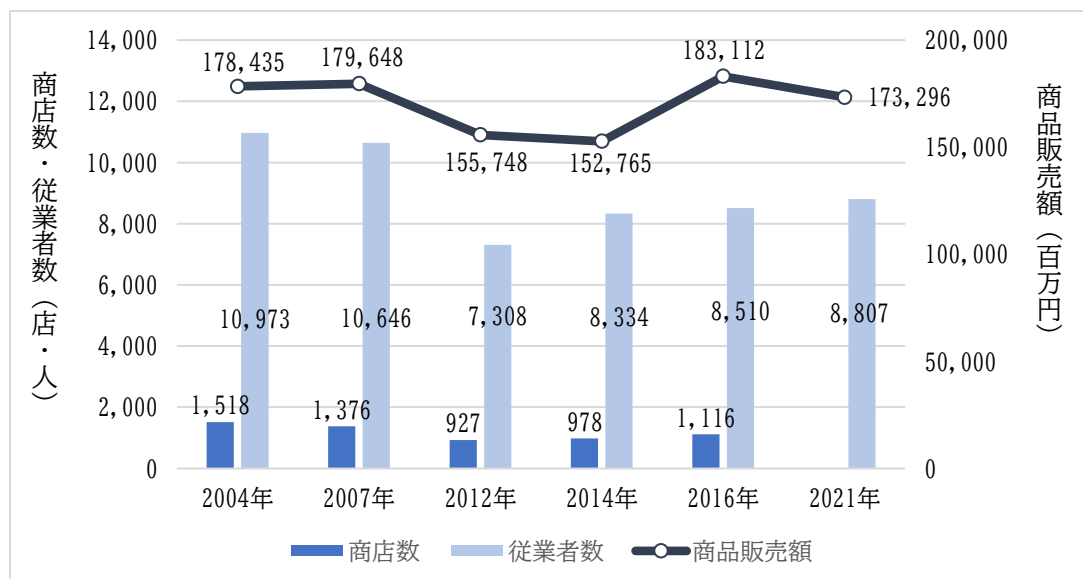


資料：宝塚市統計書（平成21、24、28年版、令和5年版）

工業の推移

(4) 商業

本市の商業は、商店数、従業者数は平成16年（2004年）から平成24年（2012年）まで減少が続いていたものの、それ以降はやや回復傾向がみられます。商品販売額は、令和3年（2021年）の販売額は、平成16年（2004年）比で97.1%となっています。



資料：宝塚市統計書（令和5年版）

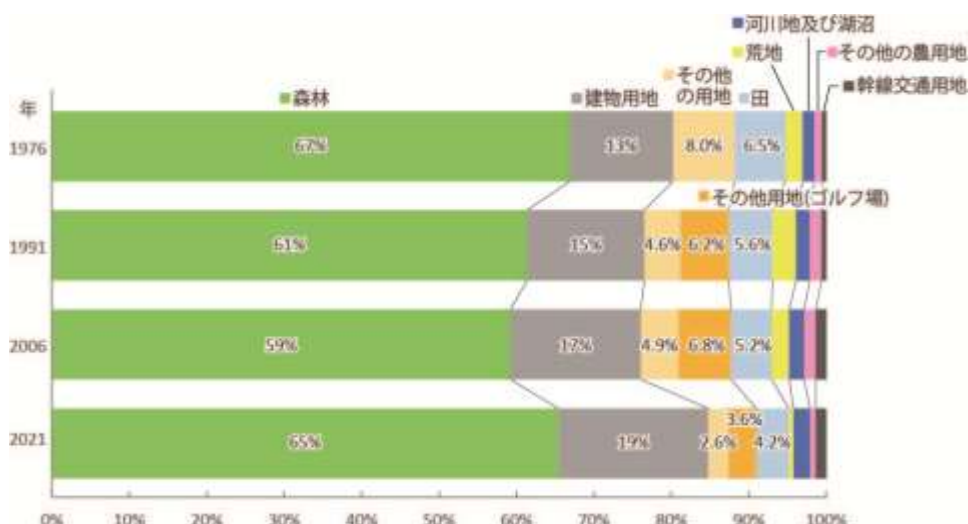
商業（卸・小売業）の推移

3 土地利用

平成3年（1991年）～平成18年（2006年）は森林面積が減少し、ゴルフ場を含むその他の用地の割合が増加しています。その他の用地に区分される、人口造成地が大規模な住宅開発により広がっていたことが原因と考えられます。令和3年（2021年）には宅地やゴルフ場に植栽された樹木や、耕作放棄地の樹林化により、森林面積が回復したと考えられます。

令和3年（2021年）には、建物用地の割合が増加している一方で、田やその他の農用地、荒地の割合が減少しています。

なお、ここに示す土地利用は、衛星画像等を基に解析されたデータを使用しています。



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ

土地利用の状況

4 都市公園

本市の令和5年度（2023年度）の都市公園の設置状況は、公園数331、面積は130.36haとなっています。

都市公園設置状況

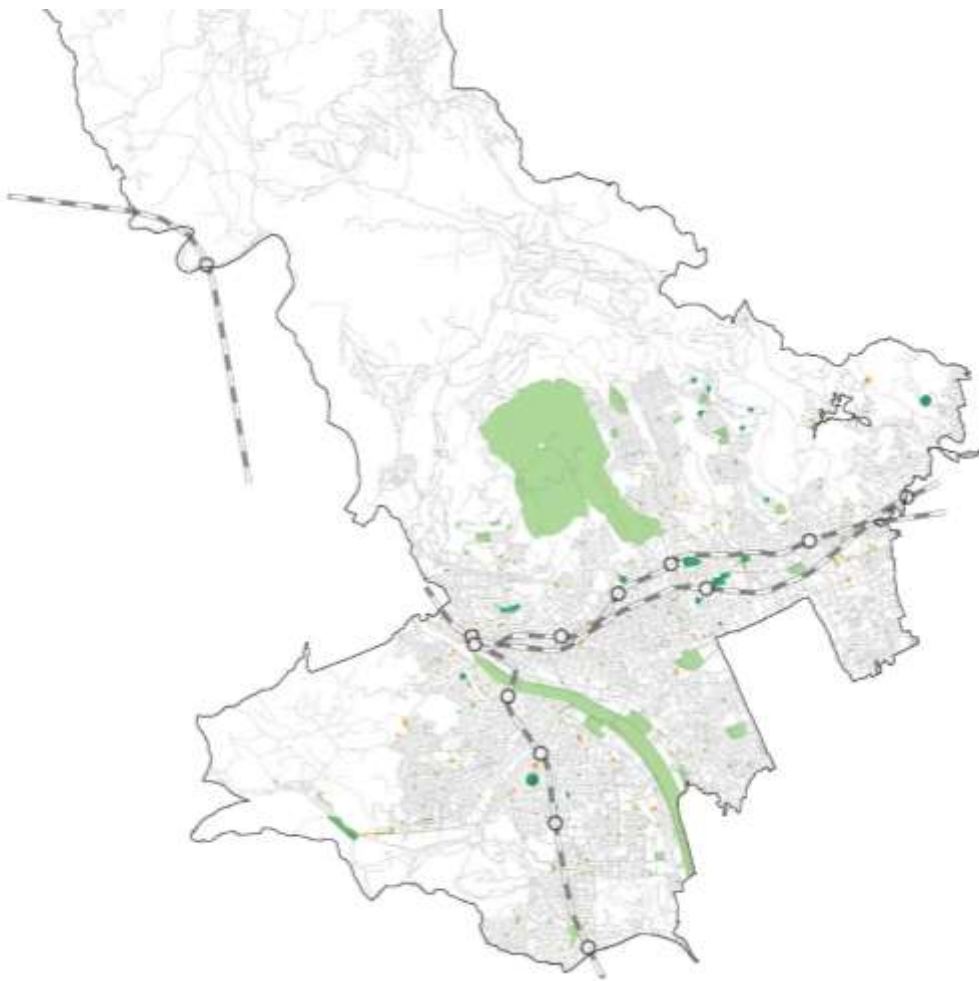
年度	総数	街区公園	運動公園	地区公園	近隣公園	風致公園	都市緑地
公園数(カ所)							
2019年	327	307	1	3	9	1	6
2020年	329	309	1	3	9	1	6
2021年	329	309	1	3	9	1	6
2022年	330	310	1	3	9	1	6
2023年	331	311	1	3	9	1	6
面積(ha)							
2019年	120.06	31.19	4.8	10.17	13.4	17.36	43.14
2020年	121.13	32.26	4.8	10.17	13.4	17.36	43.14
2021年	121.13	32.26	4.8	10.17	13.4	17.36	43.14
2022年	121.17	32.30	4.8	10.17	13.4	17.36	43.14
2023年	130.36	32.34	4.8	10.17	13.4	17.36	52.29

資料：宝塚市統計書（令和6年版）

1人当たり公園面積

年 度	総 数 (ha)	人 口 (人)	1人当たり面積 (㎡)
2019年	120.06	225,199	5.07
2020年	121.13	225,025	5.10
2021年	121.13	226,574	5.13
2022年	121.17	225,239	5.14
2023年	130.36	223,862	5.20

※人口：住民基本台帳人口、外国人登録含む（各年度末）



資料：たからづか都市計画マスタープラン 2012

公園・緑地の整備状況

5 交通

(1) 公共交通

本市は、都市としての成熟が進んだ南部と豊かな自然環境を有した北部地域により構成されています。市内の公共交通網は、主に都市間の輸送を担う鉄道3路線（JR福知山線、阪急宝塚線、同今津線）と、路線バスにより形成されています。

鉄道駅・バス停の利用圏域を見ると、南部の市街化区域では概ね駅から500m、バス停から300m以内の範囲に入っていますが、公共交通サービスの空白地域や改善が望まれる地区もいくつか見られます。北部地域ではバス停の利用圏域はバス路線の沿道に限られます。



交通ネットワーク図

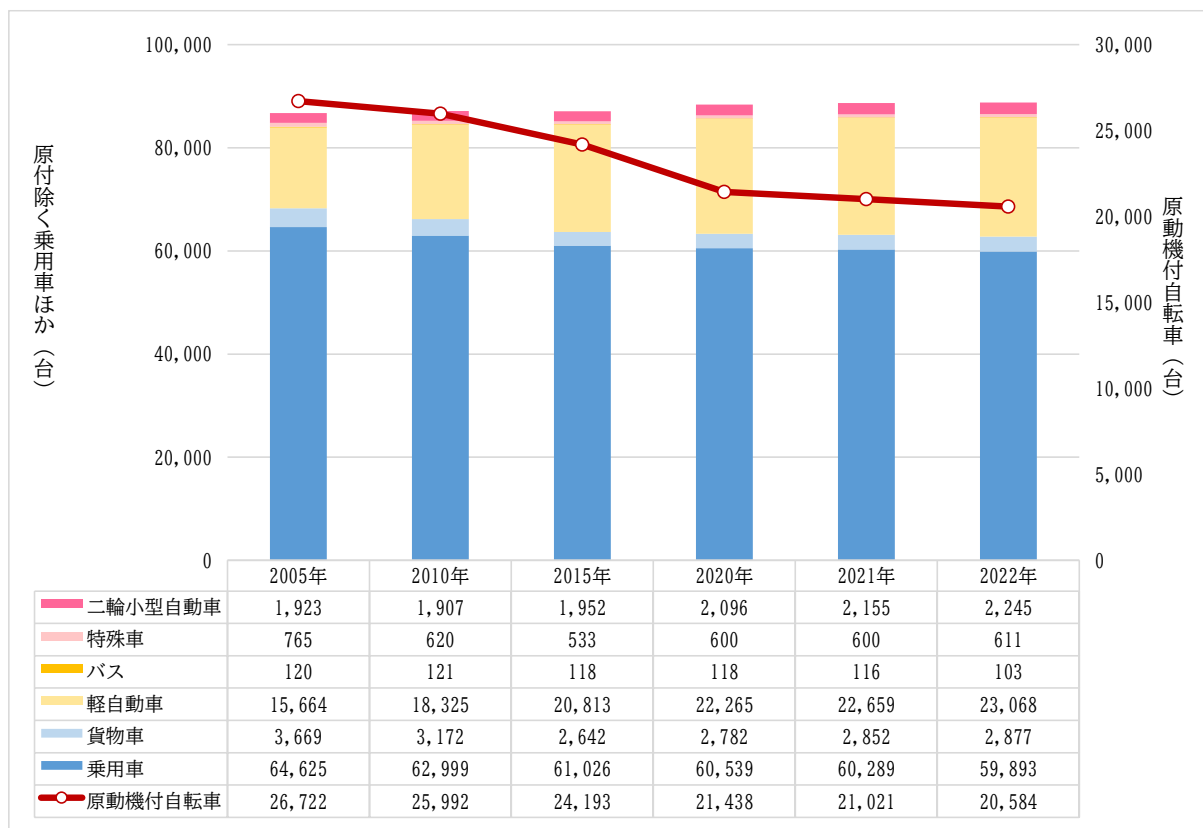


バス路線図

資料：たからづか都市計画マスタープラン 2012

(2) 自動車など保有台数

本市の車種別自動車など保有台数の推移は、軽自動車が増加傾向、原動機付自転車は減少傾向にあり、その他はほぼ横ばいです。



資料：宝塚市統計書（平成 21、24、28 年版、令和 6 年版）

※特殊車は、小型特殊を含む

自動車等保有台数の推移

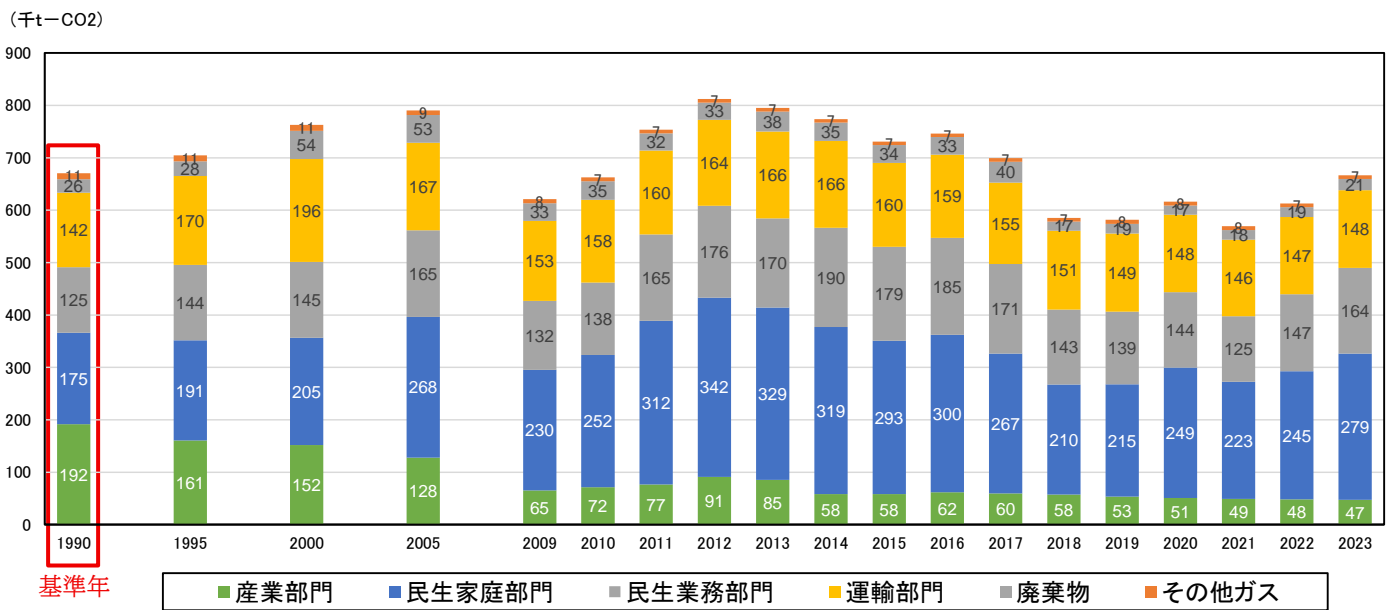
第3章 宝塚市の環境の現状

第1節 地球温暖化

1 温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス排出量の推移は、以下のとおりです。平成25年度（2013年度）より徐々に減少し、平成29年度（2017年度）は基準年度（平成2年度（1990年度））比4.4%の増加でしたが、令和4年度（2022年度）には、同比-8.6%の減少となっています。

部門別にみると産業部門が減少傾向にあります。一方で、民生家庭部門及び民生業務部門は増加しており、近年の猛暑の影響によるエネルギー消費量の増加が懸念されます。



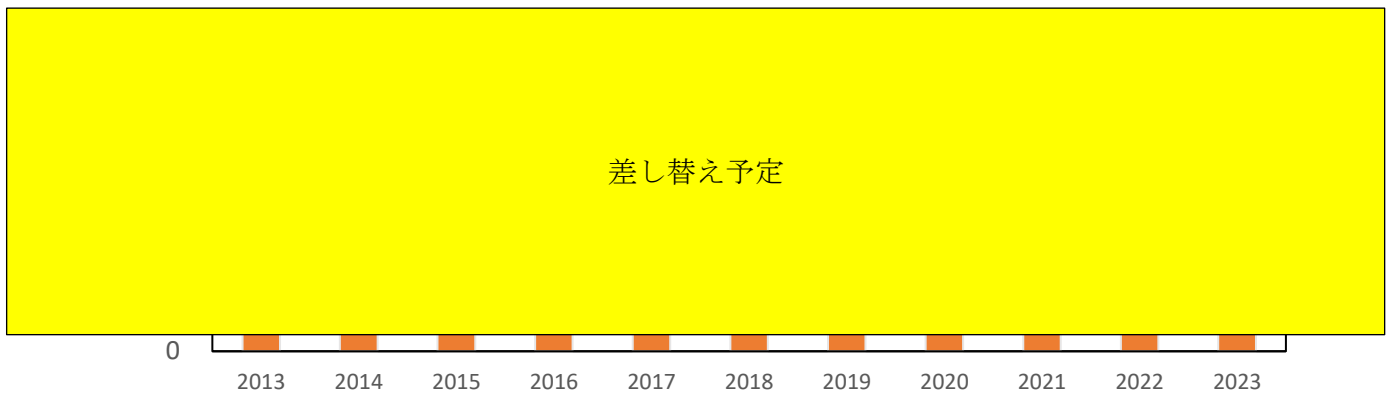
資料:宝塚市 環境エネルギー課
(2023年は速報値)

温室効果ガス排出量 (CO₂換算) の推移

2 エネルギー消費

本市におけるエネルギー消費（電気需要量、ガス需要量）の状況は次のとおりです。

(千kWh)

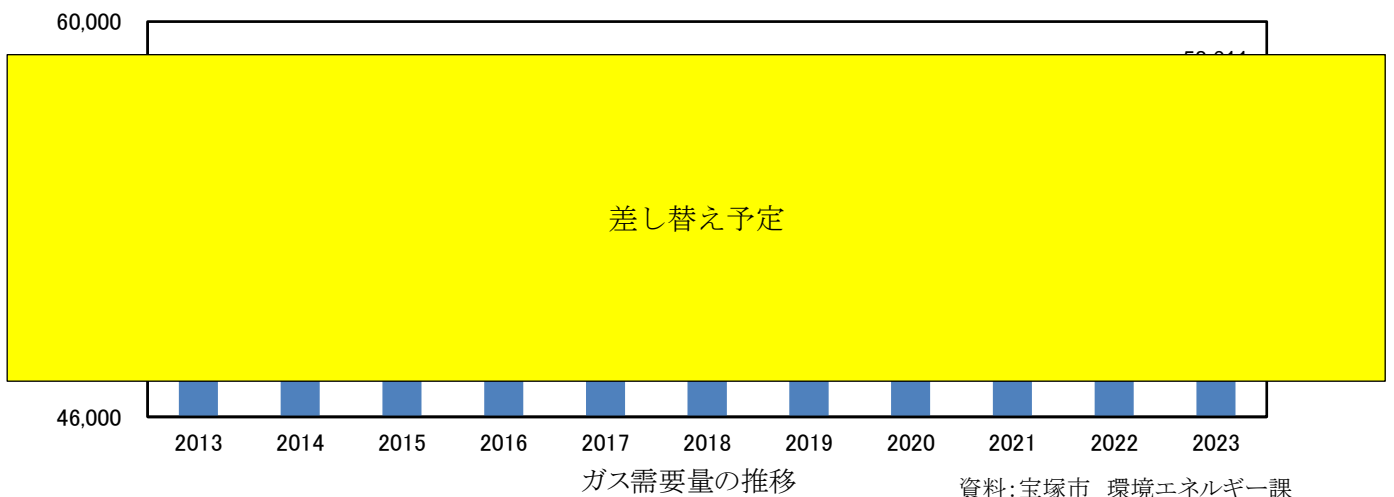


差し替え予定

電気需要量の推移

資料:宝塚市 環境エネルギー課

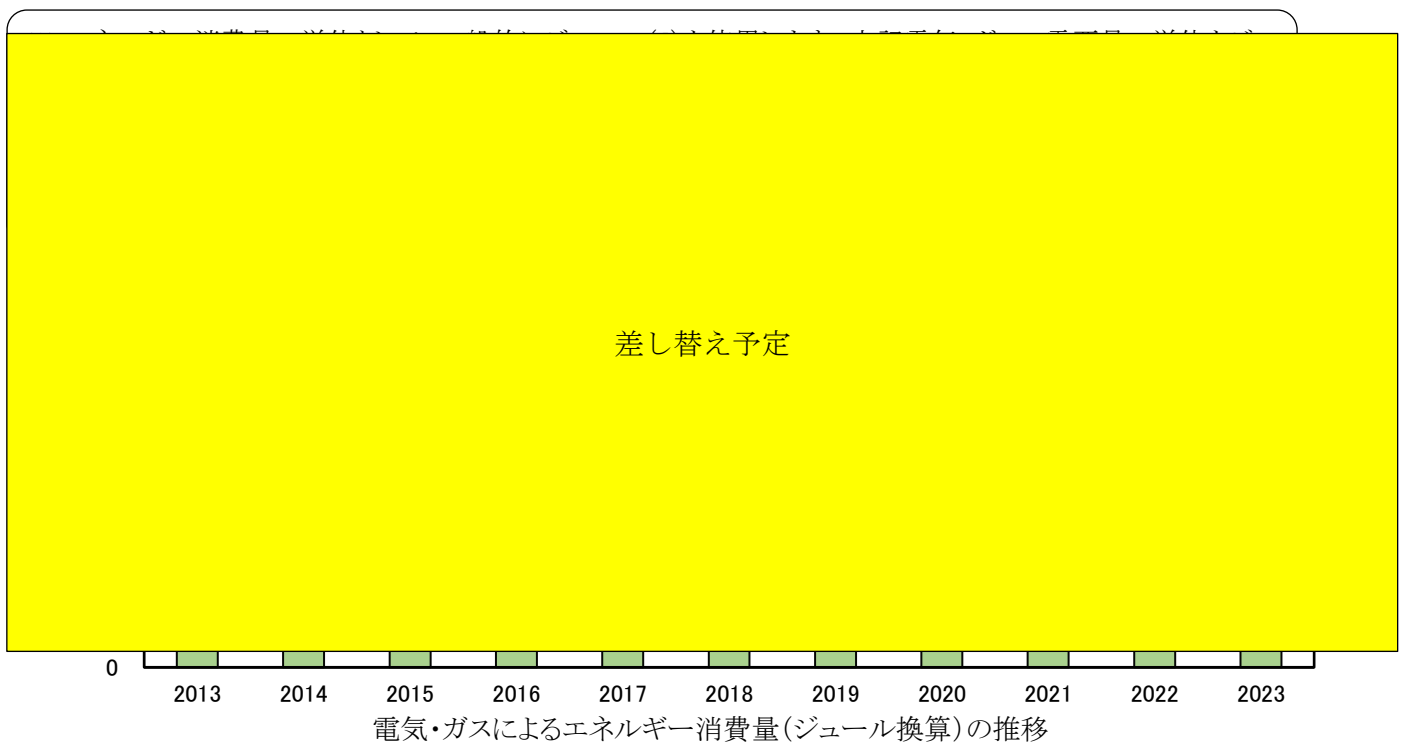
(千m³)



差し替え予定

ガス需要量の推移

資料:宝塚市 環境エネルギー課



差し替え予定

電気・ガスによるエネルギー消費量(ジュール換算)の推移

3 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギー固定買取制度の認証及び設備の導入件数・容量について、本市及び近隣市町の状況は下記のとおりです。

市町別導入件数【令和6年度(2024年度)末時点】

単位：件

	太陽光発電設備		水力発電設備	バイオマス発電設備		合計
	10kW未満	10kW以上	200kW未満	メタン発酵ガス	一般廃棄物・木質以外	
神戸市	26,850	2,440	6	4	2	29,302
尼崎市	6,337	590	0	0	2	6,929
西宮市	7,943	707	1	1	1	8,653
芦屋市	1,820	80	0	0	0	1,900
伊丹市	4,175	284	0	0	0	4,459
宝塚市	5,839	422	0	0	0	6,261
川西市	5,113	312	0	0	1	5,426
三田市	4,465	524	1	0	0	4,990
猪名川町	1,306	141	0	0	0	1,447

資料：宝塚市 環境エネルギー課

市町別導入容量【令和6年度(2024年度)末時点】

単位：kW

	太陽光発電設備		水力発電設備	バイオマス発電設備		合計
	10kW未満	10kW以上	200kW未満	メタン発酵ガス	一般廃棄物・木質以外	
神戸市	111,204	221,008	170	2,589	35,240	370,211
尼崎市	24,522	32,633	0	0	16,700	73,856
西宮市	32,819	46,790	6	720	7,200	87,535
芦屋市	7,764	1,281	0	0	0	9,045
伊丹市	17,085	6,568	0	0	0	23,652
宝塚市	25,006	10,191	0	0	0	35,196
川西市	22,080	13,135	0	0	5,000	40,215
三田市	17,825	144,765	199	0	0	162,788
猪名川町	5,135	8,363	0	0	0	13,498

資料：宝塚市 環境エネルギー課

※バイオマス発電設備容量は、バイオマス比率を考慮したものです。

※端数処理により合計が合わない場合があります。

◇ 参考 市町域面積、世帯数、人口

	面積 (k㎡)	世帯数 (世帯)	人口(人)
神戸市	557.03	775,015	1,494,661
尼崎市	50.71	242,851	457,237
西宮市	99.96	228,970	481,134
芦屋市	18.47	45,393	94,273
伊丹市	25	93,587	200,641
宝塚市	101.8	107,037	228,308
川西市	53.44	71,616	153,510
三田市	210.32	47,166	106,691
猪名川町	90.33	12,480	28,865

資料：兵庫県推計人口

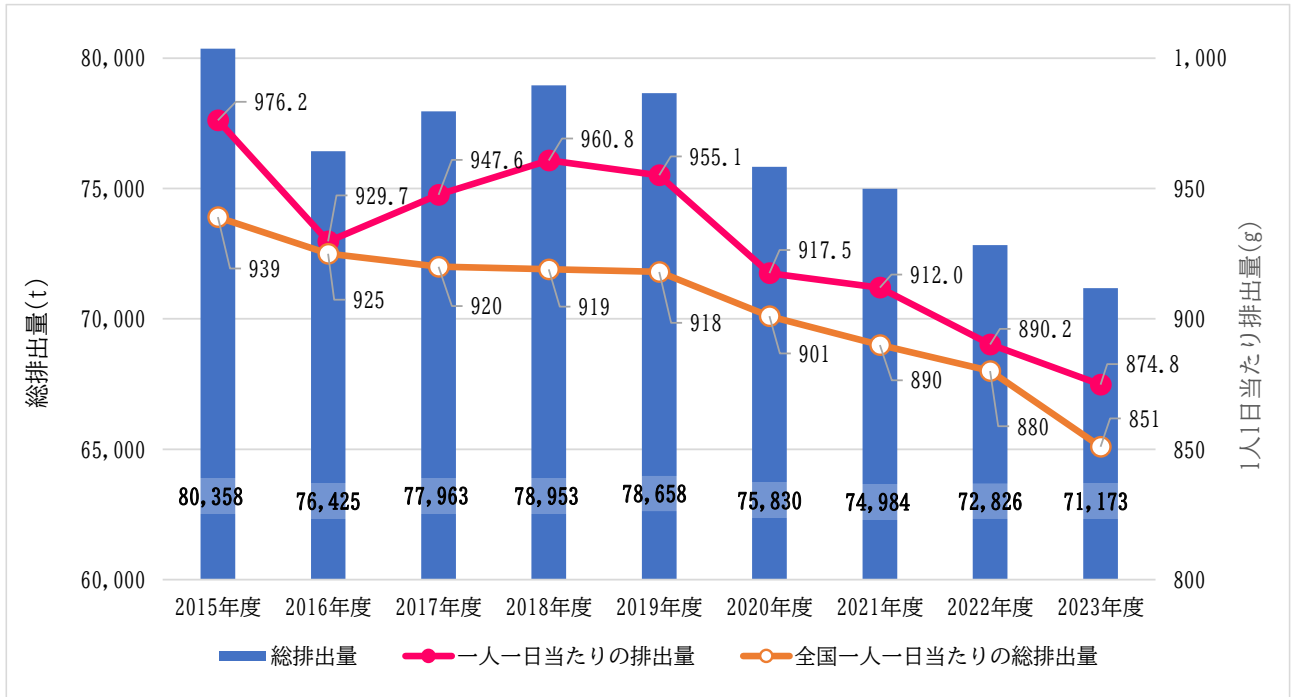
令和6年(2024年)4月現在

第2節 循環型社会

1 ごみ処理

(1) ごみ排出量

本市の一般廃棄物の排出量は以下のとおりです。平成29年度（2019年度）に排出量が増加したのはコロナ渦にあって消費生活の変化が影響しています。宝塚市の一人一日当たりのごみの排出量は全国平均とほぼ同程度で、微減傾向にあります。

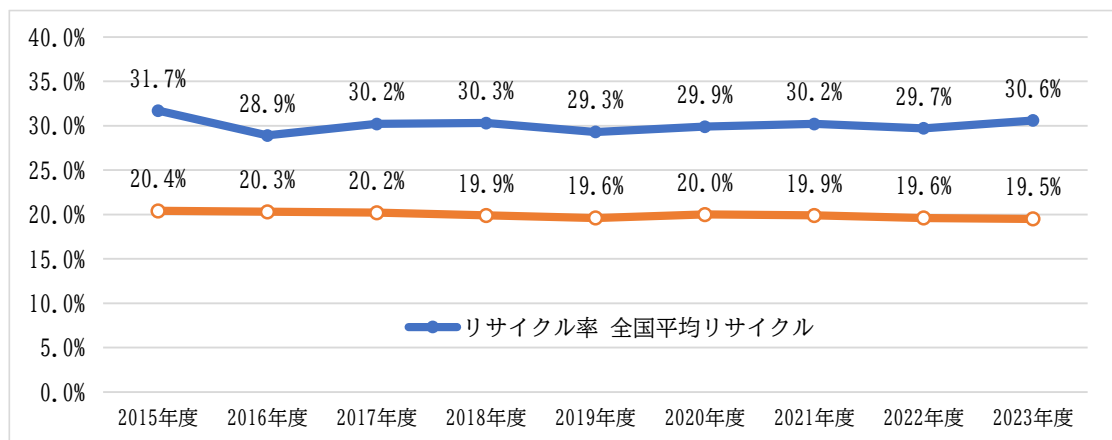


資料：環境省一般廃棄物処理実態調査
宝塚市一般廃棄物処理基本計画

総排出量と一人一日当たり排出量の推移

(2) リサイクル率

本市の、ごみのリサイクル率は、ほぼ横ばいの状況であり、全国の平均リサイクル率を上回って推移しています。



資料：環境省一般廃棄物処理実態調査

リサイクル率の推移

第3節 自然環境

1 位置・地形

宝塚市は、兵庫県の南東部に位置し、南北に細長い形をしています。西側に三田市、神戸市、西宮市、東側に猪名川町、川西市、伊丹市が接しています。

市街地が広がる南部の平野部から丘陵地、山地が連続しており、標高はおおよそ20mから600mの間にあります。地形は、南東部の丘陵地、台地、低地とその他の地域の山地に大別されます。山地は、北部では大峰山(552m)を最高に、標高300m以上の大船山山地などが連なり、南西部には標高300m以上の六甲山地、有馬-高槻構造線の北側には長尾山山地が広がります。このような多様な地形が、生物多様性の基盤になっていると考えられます。

市域の大部分の地質は火山岩の一種である流紋岩類、南部の六甲山地は花崗岩地質より構成され、伊丹台地や六甲山南東麓台地は、段丘堆積層、武庫低地は沖積層から構成されています。



宝塚市から神戸市、西宮市に延びる武庫川峡谷(武田尾峡谷)は「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2011(地形)」において先行河川、貫入蛇行としてBランク(Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの)に区分される県下でも貴重な地形です。また、市街部を東西に走る有馬-高槻構造線と、玉瀬南方1km付近に延びる十万辻断層の大きな二つの断層があります。このうち、十万辻断層は「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2011(地質)」のBランクに区分される県下でも貴重な地質です。

2 主な河川・ため池

宝塚市内の河川は40程度に区別されます。市内を流れる河川の多くは武庫川に合流しますが、東側の一部は猪名川水系に属しています。武庫川の生瀬から仁川合流点までの間に流入する河川は、六甲山地と長尾山地を源流としています。六甲山地を源流とする河川の多くは急勾配で、武庫川まで一気に流下しますが、下流部では水無川となっている河川もあります。源流部の斜面は緑地となっており、下流の市街地に清流を供給しています。西谷地区の河川は、川下川ダムまたは千苅貯水池を経由して武庫川に合流します。長尾山地を源流とする最明寺川や西谷地区の一部の河川は、猪名川に合流します。

ため池は、市内全域に点在し、西谷地区のため池の多くは農業かんがい用として利用されています。また、ため池は農業用水の供給以外に、雨水を貯留し下流の洪水を調節、多様な動植物が生息・生育できる水辺空間、地域の憩いの場の提供など多面的な機能や役割を有しています。



主な地形等の位置



河川とため池

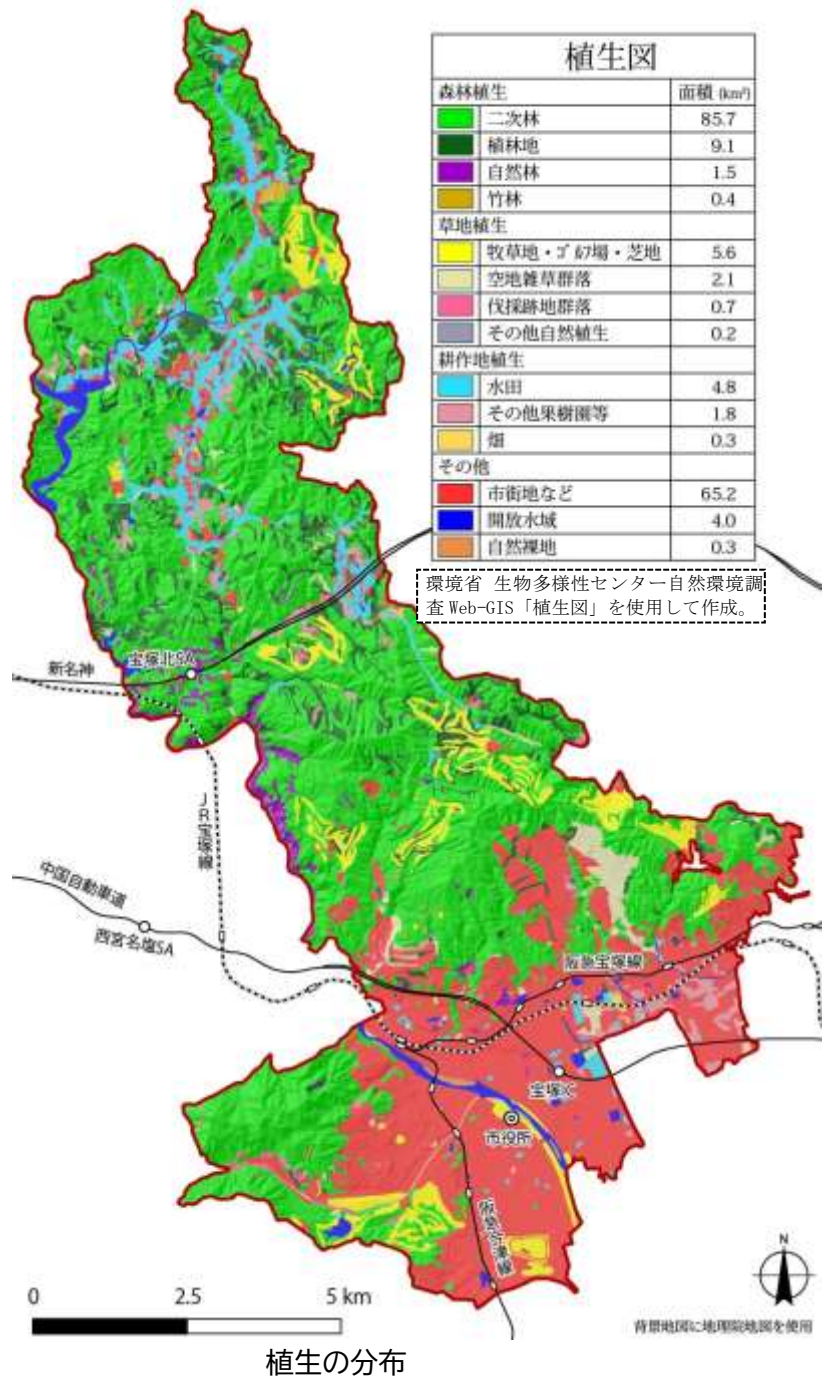
3 植生・植物

市域の約 65%を森林が占めており、さらに森林の約 89%が一度人手によって破壊され、自然に再生した森林である「二次林」になっています。「二次林」の代表的な植生は一般的に里山と呼ばれるコナラーアベマキ群集です。「自然林」は新名神の宝塚北 SA 周辺に点在しているアカマツ群落、切畑の武庫川沿いでみられるアラカシ群落、清荒神清澄寺や満願寺などに分布するコジイ・カナメモチ群集と塩尾寺に残存するウラジロガシ・サカキ群集が残っていますが、いずれも小面積で孤立しています。

宝塚市を代表する貴重な植生としては、武庫川峡谷の溪流辺植生、西谷地区の農耕地に点在するため池の植生があげられます。土壌の発達が悪い流紋岩類からなる北摂山地の谷や斜面には湿原が点在しており、丸山湿原や松尾湿原など県を代表する湿原が見られます。

湿原には、兵庫県の天然記念物に指定されている丸山湿原や、市の天然記念物である松尾湿原などがあり、湿原を代表する植物で、絶滅が危惧されているサギソウ（環境省レッドリスト準絶滅危惧〈NT〉、兵庫県版レッドリスト B ランク）、トキソウ（NT、C ランク）をはじめ、サワオトギリやウメバチソウ、食虫植物のモウセンゴケやイシモチソウ（NT、C ランク）など、他の環境ではみられない植物が多数生育しています。

武庫川峡谷には、県下最大規模のサツキ（A ランク）やアオヤギバナ（A ランク）の群生地があり、渓谷斜面にはヨコグラノキ（B ランク）、キヨスミギボウシ（C ランク）、ヒメウラジロ（絶滅危惧Ⅱ類〈VU〉、A ランク）、ルリミノキ（A ランク）など希少な植物が数多く見られる貴重な場所となっています。



4 動物

本市の動物の分布状態は、北部地域の山地を中心に多様な生物が生息していますが、南部の市街地では外来種が入り、生態系に影響が出ています。

(1) 哺乳類

西谷地区では希少種のムササビ（Aランク）が生息し、ほかに、日本人の生活となじみの深いニホンイノシシやホンダヌキのほか、ホンドギツネ、ニホンリス、ニホンノウサギ、ニホンイタチやホンドテン、小型のネズミ類としてカヤネズミやアカネズミなどが確認されています。コウモリ類の確認種数も豊富で、都市部に生息するアブラコウモリのほか、キクガシラコウモリ（要調査）、コキクガシラコウモリ（要調査）、モモジロコウモリ（要調査）などが確認されています。最近では、市内でペットや家畜由来の特定外来生物である、アライグマやヌートリアが野生化しているほか、三田市や猪名川町にかけてニホンジカが生息域を拡大し、市北部では生息数が増加しています。

(2) 鳥類

山林では、シジュウカラ、ヤマガラ、エナガ、カケスやイカル、フクロウやアオバズク（Bランク）などが見られます。都市部では、一般にもよく知られているスズメ、ハシボソガラスのほか、市街地の樹林周辺ではヒヨドリ、ウグイス、メジロ、カワラヒワ、キジバトなどが見られます。

河川や池などの水辺では、セグロセキレイ、ハクセキレイ、キセキレイ、カワセミ（要注目）、カイツブリ、バンなどが見られます。カワセミは冬になると市街地で見られることも多くなります。武庫川の市街地部では、越冬するカモ類として、オナガガモ、ヒドリガモ、マガモ、コガモ、キンクロハジロ、オカヨシガモなどが見られます。

生態系の指標種となる食物連鎖の上位種としては、猛禽類のハチクマ（NT、Bランク）やサシバ（VU、Bランク）、サギ類のコサギやアマサギなどが確認されています。

(3) 両生類

両生類のうちサンショウウオ類は、市域の北部にセトウチサンショウウオ（Bランク）、アカハライモリ（NT、要）が生息し、局所的にヒダサンショウウオ（NT、Bランク）の生息が確認されています。また国指定の特別天然記念物であるオオサンショウウオ（VU、Bランク）の生息が西谷地区で確認されています。

カエル類は、アマガエル、トノサマガエル（NT）、ヌマガエルが市内の広い範囲に生息しており、北部地域ではニホンヒキガエル（Cランク）、タゴガエル（Cランク）、ニホンアカガエル（Cランク）、シュレーゲルアオガエル（Cランク）、モリアオガエル（Bランク）の生息が確認されています。また局所的にはヤマアカガエル（Cランク）、ツチガエル（Cランク）、カジカガエル（Cランク）の生息も知られています。また、国の特定外来生物に指定されているウシガエルがため池や河川に広く生息しています。

(4) 爬虫類

爬虫類のうち、カメ類は河川上流域には、在来種のニホンイシガメ（NT、Cランク）が生息していますが、河川のコンクリート護岸化やクサガメとの交雑により減少しています。ニホンスッポン（情報不足〈DD〉、要調査）も生息していますが、外来スッポンによる遺伝浸透が危惧されています。条件付特定外来生物であるアカミミガメ類が帰化し、南部地域から分布を拡大しています。

ヘビ類はシマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ（要注目）、ヤマカガシ、ニホンマムシが生息しているほか、北部山地では夜行性種のタカチホヘビ（Cランク）、シロマダラ（Cランク）、ジムグリ（要注目）の生息記録があります。トカゲ類としてはニホントカゲ及びニホンカナヘビ、ニホンヤモリ（要注目）が生息しています。

（５）魚類

市内の主要な生息環境としては、武庫川と仁川、逆瀬川、天神川、僧川、川下川などの支流と、千苺貯水池、川下川ダム、さらに多くのため池とそれに続く用水路があげられます。

武庫川は、市域南部と武庫川峡谷で大きく環境が異なります。武庫川の市街地部は河川改修が進み、ほとんどが浅瀬のため、代表種はオイカワ、ニゴイ類、カマツカ類など砂底に卵を産む種で、淀みにはカワムツやムギツクが見られます。一方、武庫川峡谷周辺では、瀬と淵が交互にあらわれる魚類の生息に適した環境であることから、在来種ではオイカワ、カワムツを始めアユの生息も確認されているほか、放流由来のアマゴやニジマスが見られることもあります。

逆瀬川など市街地の河川ではカワムツが見られるほか、上流部ではドジョウ（DD、要注目）やドンコ、カワヨシノボリなども生息しています。僧川や川下川などの山間地の支流では、オイカワ、カマツカ類、カワヨシノボリなどが生息しており、羽束川や波豆川など千苺貯水池上流には、アブラボテ（NT、Cランク）やヤリタナゴ（NT、Bランク）などのタナゴ類が生息しています。山地の溪流部の最上流部では、ナガレホトケドジョウ（EN、要調査）の生息が確認されています。また、ため池にはミナミメダカ（VU、要注目）、ドジョウ（DD、要注目）、シマヒレヨシノボリ（NT、要調査）、カワバタモロコ（EN、Aランク）など、かつては身近に多く見られた種が生息しています。

特定外来生物のオオクチバスやブルーギルは小さなため池や用水路にまで侵入しているため、小型在来種の減少している一因と考えられます。

（６）昆虫類

市内でもっとも多様な昆虫が見られるのは西谷地区です。京都西山から三田市の東部に至る北摂山地は、炭焼きに利用される雑木林が多く残っており、カブトムシ、クワガタムシ類などの昆虫がたくさん見られる地域です。西谷地区はギフチョウ（VU、Bランク）、オオムラサキ（NT、Cランク）、ミドリシジミ類（要注目等）など、チョウの種類も多い地区です。初夏にはゲンジボタルやヘイケボタル（要注目）が小川や水田に見られ、森林生のヒメボタル（要注目）も局所的に確認されています。湿原にはヒメタイコウチ（Aランク）の姿も見られます。また、ため池にはヒメゲンゴロウ、マツモムシ、ミズカマキリ（要注目）、ホッケミズムシ（NT、Aランク）、キンイロネクイハムシ（NT、Cランク）、ガガブタネクイハムシが確認されています。

六甲山地の東端にあたる仁川、逆瀬川周辺は、日本で一番美しい赤トンボといわれるミヤマアカネ（要注目）の兵庫県有数の生息地です。

武庫川とその河川敷は、平地性の昆虫の貴重な生息地です。武庫川と仁川との合流点付近は川幅も広く、河川敷にすむ昆虫を観察しやすい場所です。

武庫川を除く平野部はほとんどが市街地になっており、昆虫の種類は極端に少なくなりますが、古くから続く植木畑には、昔ながらの平地性昆虫が生息している可能性があります。

（７）貝類

かつて水田やその周辺の水路には、マルタニシ（VU、Cランク）やヒメタニシ、モノアラガイが普通に生息しており、マルタニシは食材としても重宝されていました。しかし、近年は圃場整備により水田

の水はけがよくなったため、これらの貝類が生息する水田は珍しくなっていました。

(8) 外来種

宝塚市では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年6月2日法律第78号）」に基づく特定外来生物が14種+条件付き特定外来生物2種、要注意外来生物が34種確認されており、「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト2010（2024改訂版））」掲載種が71種確認されています。

植物では、特定外来生物のオオキンケイギクは、市内全域で繁殖し、駆除の取り組みが継続的に実施されています。特定外来生物の多年草の水草であるナガエツルノゲイトウは、凄まじい繁殖力・再生力で、陸域にも生育し、農業被害や生態系被害、水流阻害などを引き起こす恐れがあります。すでに近隣の市町で確認されており、早期発見・駆除が重要となることから、本市への侵入には十分な警戒が必要です。沈水性の食虫植物のエフクレタヌキモは、観賞用として国内に持ち込まれたものが野生化したと考えられています。日当たりの良い池沼や湿地、水路などに繁茂し、在来のタヌキモ類よりも繁殖力が強く葉の密度が高いため、在来の水生植物の生育場所を奪う恐れがあります。

環境省が指定する特定外来生物ではありませんが、ナガミヒナゲシは、繁殖力が強く、他の植物の成長を阻害する成分を含んだ物質を根から出すことから、生態系に影響を与えることが懸念されています。



オオキンケイギク



オオキンケイギク駆除の取組



ナガエツルノゲイトウ(出典:兵庫県)

動物では、特定外来生物に該当する哺乳類のアライグマ、ヌートリア、鳥類のソウシチョウ、両生類のウシガエル、魚類のブルーギル、オオクチバス、クモ類のセアカゴケグモの生息が確認されています。

近年、市内でも生息頭数が増加傾向にあるアライグマは、農作物への被害だけでなく、家屋への侵入および糞尿被害、アライグマ回虫症等を媒介する恐れがあるなど生活環境等被害や、在来のニホンイシガメやサンショウウオ類等の捕食など生態系被害も危惧されています。アライグマは気性が荒く、繁殖力が強く多様な環境に適合し、山間部だけでなく住宅街でも出没しています。ヌートリアは川や池の土手に穴を掘って巣をつくり、堤防を破壊するという被害が出ています。

また、2023年に近隣市との境界付近で発見された、特定外来生物の昆虫類のクビアカツヤカミキリは、サクラ、モモ、ウメなど主にバラ科の樹木に幼虫が寄生して内部を食い荒らし、枯死させます。繁殖力が極めて高く、樹木内から脱出した成虫により、短期間で他の樹木に広がります。発生すれば桜並木や果樹の広範囲に被害が及ぶこともあるため、早期に発見・処置し、拡散・定着させないようにすることが重要です。



クビアカツヤカミキリ

5 生態系

宝塚市では希少種を含む多様な生物が生息する環境に恵まれ、池沼、湿原、河川、森林、田畑など、多様な生物の生存環境が分布しています。これらの重要な生態系の現状を評価し、平成12年（2000年）に「宝塚市生態系レッドデータブック」を策定しました。

その後、市内の生物相や貴重な自然環境に係る情報を追加、反映し、重要な生態系の見直しを行い、平成24年（2012年）に「宝塚市生態系レッドデータブック2012」として改定版を発行しました。生態系レッドデータブックにおいては、最も小さな生態系の単位をスポットとし、ため池、社寺林（社寺林でない照葉樹林を含む）、河川（ヤナギ林やエノキ林などの森林も含む）、孤立二次林（アカマツ林やコナラ林など）、湿原、放棄水田、岩角地、六甲山地など合計129カ所を選定しています。また、いくつかのスポットの集合地区をエリアとして13箇所、エリアの集合地域をゾーンとして9箇所を選定しています。

重要な小生態系の概要

種類	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	情報不足	調査対象外	件数
① ため池	4	14	28	8	1	3	59
② 社寺林	1	6	18	3	-	-	28
③ 河川	2	6	9	1	-	-	18
④ 孤立二次林	-	2	5	4	-	-	11
⑤ 湿原	2	4	2	-	-	-	8
⑥ 放棄水田	-	-	-	1	-	1	2
⑦ 岩角地	-	-	2	-	-	-	2
⑧ 六甲山地	-	1	-	-	-	-	1
計	9	33	64	17	1	5	129

重要なエリアの概要

種類	含まれるスポット数						選定の理由
	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	調査対象外	件数	
1 谷田池周辺	-	2	1	-	1	4	多様な水辺、良好な里山環境
2 マムシ谷	-	1	2	-	-	3	良好な湿原、里山環境
3 猪倉谷	-	1	-	-	-	1	良好な里山環境
4 尾ノ切	1	-	-	-	-	1	良好な里山環境
5 宝塚市立自然の家及びその周辺	1	-	2	1	-	4	貴重な湿原、良好な里山環境
6 下佐曾利・谷	-	2	2	-	-	4	多様な水辺環境
7 猿山川右岸	-	-	1	-	-	1	良好な里地環境
8 愛宕池上流	-	1	-	-	-	1	良好な里地環境
9 丸山湿原	1	-	-	-	-	1	貴重な湿原
10 武庫川渓谷(武田尾渓谷)	1	-	-	-	-	1	貴重な渓谷
11 大峰山北斜面	-	-	-	-	-	-	鳥類の良好な生息環境
12 北中山公園	-	2	1	-	-	3	市南部にとって貴重な森林
13 塩尾寺	1	-	-	-	-	1	鳥類の良好な生息環境
計	5	9	9	1	1	25	

市内の貴重な植物群落および生態系

ランク※2	区分	地名等	名称等	群落名等	保全制度等
C	照葉樹林	伊子志	塩尾寺	ウラジロガシ-サカキ群落	—
C	照葉樹林	玉瀬 前田	素盞鳴尊神社	アカガシ群落	—
C	照葉樹林	山本西一丁目	天満神社	コジイ群落	市自然環境保全地区
C	照葉樹林	山本東一丁目	松尾神社	コジイ群落	市自然環境保全地区
注	照葉樹林	大原野 堂坂	宝山寺	ウラジロガシ群落	—
C	照葉樹林	大原野 南宮	素盞鳴命神社	シラカシ-モミ群落	市天然記念物 市自然環境保全地区
C	照葉樹林	中山寺	中山寺奥の院	コジイ群落	—
C	照葉樹林	長尾台二丁目、満願寺、切畑	満願寺	コジイ群落	県環境緑地保全地域 市天然記念物 市自然環境保全地区
C	照葉樹林	波豆川	八坂神社	コジイ群落	—
C	照葉樹林	波豆谷田東掛	八幡神社	ツクバネガシ群落	—
C	照葉樹林	売布山手町	売布神社	コジイ群落	市天然記念物 市自然環境保全地区
C	照葉樹林	米谷、清荒神五丁目、切畑	清澄寺	コジイ群落	市天然記念物
C	二次林	境野 保与谷	西谷の森公園	コナラ-アベマキ群落他	県立自然公園 県立ふるさとの森公園
C	二次林	小林	ゆずり葉の森	コナラ-アベマキ群落他	ボランティア団体が管理
C	二次林	切畑	北雲雀きずきの森	コナラ-アベマキ群落他	ボランティア団体が管理
C	二次林	切畑 長尾山	櫻の園（亦楽山荘）	コナラ-アベマキ群落他	ボランティア団体が管理
C	滲水湿原	下佐曾利	—	湿地植物群落	—
A	滲水湿原	玉瀬	丸山湿原	湿地植物群落	県天然記念物
B	滲水湿原	玉瀬	桃堂湿原	湿地植物群落	—
注	滲水湿原	上佐曾利尾崎	スゴ池周辺	湿地植物群落	—
注	滲水湿原	大原野古瀬	まむし谷	湿地植物群落	—
B	滲水湿原	大原野松尾	松尾湿原	湿地植物群落	市天然記念物
注	滲水湿原	大原野猪ノ倉	—	湿地植物群落	—
C	滲水湿原	中山寺	自衛隊演習場付近	湿地植物群落	—
B	滲水湿原	長谷	芝辻新田湿地	湿地植物群落	—
注	池沼植生	下佐曾利森脇	琴平神社の隣のため池	池沼植物群落	—
注	池沼植生	下佐曾利中山	—	池沼植物群落	—
B	池沼植生	玉瀬細尾	細尾の棚田	池沼植物群落	自然共生サイト※3
注	池沼植生	大原野寒山	—	池沼植物群落	—
A	池沼植生	大原野林	—	池沼植物群落	—
注	池沼植生	長谷イヤ谷小畑	—	池沼植物群落	—
C	池沼植生	長谷中上山	—	池沼植物群落	—
C	池沼植生	波豆大畑	谷池・谷田池周辺	池沼植物群落	—
C	個体群	切畑 長尾山	大峰山北斜面	ベニバナヤマジャクヤク個体群	—
C	個体群	大原野 北穴虫	—	サワギキョウ個体群	—
B	生態系	—	六甲山	山地	国立公園
C	生態系	西谷	宝塚市西谷地区の里山	里山	—
A	生態系	玉瀬	丸山湿原群	湿地群	県天然記念物
C	生態系	大原野	松尾湿原	湿地	市天然記念物
A	生態系	武田尾	武庫川峡谷	河川	—

注) 資料：「兵庫県版レッドデータブック 2020 (植物・植物群落)」、兵庫県版レッドリスト 2011 (地形・地質・自然景観・生態系) に掲載のある宝塚市の群落等

※1：ランクの内容は次の通り

植物群落・個体群

Aランク	植物群落及び個体群の破壊・衰退要因となる人為的影響、生育環境の変化、生物被害等により消滅の危機に瀕しているものや、規模的、質的に優れており貴重性の程度が最も高いもの。
Bランク	Aランクに準ずるもので、消滅の危険性が增大しているものや、貴重性の程度が高いもの。
Cランク	Bランクに準ずるものであり、今後消滅の危険性が高まるおそれのあるものや、貴重性の程度がやや高いもの。
要注目	消滅のおそれのあるものや貴重なものに準ずるものとして保全に配慮すべきもの。

生態系

Aランク	規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。
Bランク	Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの。
Cランク	Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの

※3：自然共生サイト…「細尾の棚田・池沼植物群落」（2023年度前期登録）

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)」として国際データベースに登録される。

6 自然環境の保全に係る区域などの指定状況

本市では、以下の法令により、自然環境の保全に係る区域などが指定されています。

自然環境の保全に係る区域などの指定状況

保全地域	面積 (㎡)	根拠となる法令等	役割	
武庫川 二級河川 水質基準 B類型		環境基本法、水質汚濁に係る環境基準について	公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件により、人の健康を保護し、生活環境の保全を図る。	
瀬戸内海国立公園	特別保護地区	自然公園法	各種行為の制限規制により、自然の風景地を保護する。	
	第1種特別地域			0
	第2種特別地域			2,676,516
近郊緑地保全区域	37,878,806	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	各種行為の制限規制により、緑地の保全を図る。	
近郊緑地特別保全地区	2,728,240			
特別緑地保全地区	2,901,000	都市緑地法	各種行為の制限規制により、緑地の保全を図る。	
保安林	9,536,558	森林法	伐採や開発行為、用地転用などを規制することで、森林の持つ公益的な機能を保全する。	
鳥獣保護区	106,411	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	狩猟の適正化と鳥獣の保護を図る。	
環境緑地保全地域	12,000	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	建築物及びその敷地の緑化について規則を設け、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するとともに、ヒートアイランド現象を緩和する。	
自然環境保全地区	0	宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例	自然環境の保全と緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な環境の確保を図る。	

本市の天然記念物

名称	指定区分	指定年月日
オオサンショウウオ（波豆川他）	国 特別天然記念物	昭和27年(1952年)3月29日
カヤ(下佐曾利)	市 天然記念物	昭和48年(1973年)3月30日
素盞鳴命神社社叢(大原野)	市 天然記念物	昭和48年(1973年)11月3日
売布神社社叢(売布)	市 天然記念物	昭和51年(1976年)3月30日
清荒神清澄寺自然林(清荒神)	市 天然記念物	昭和51年(1976年)3月30日
イチョウ(清荒神清澄寺)	市 天然記念物	昭和51年(1976年)3月30日
センダン(中筋墓地内)	市 天然記念物	昭和51年(1976年)11月15日
松尾湿原(大原野)	市 天然記念物	昭和53年(1978年)3月20日
タラヨウ(大原野・阿弥陀寺)	市 天然記念物	昭和54年(1979年)3月6日
満願寺自然林(切畑字長尾山)	市 天然記念物	昭和56年(1981年)3月6日
丸山湿原(玉瀬)	県 天然記念物	平成27年(2015年)3月10日

資料：生物多様性たからづか戦略ほかに

第4節 大気環境

本市では、大気の状態を「高司中学校局（令和元年（2019年）9月17日までは「よりあいひろば」（一般環境大気測定局）」「栄町測定局（自動車排出ガス測定局）」に設置する大気環境常時監視測定局で監視しており、国が定める大気汚染に係る11物質のうち、硫黄酸化物（二酸化硫黄）、窒素酸化物（二酸化窒素）、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質の6物質について観測を実施しています。

令和6年度（2024年度）における本市の大気の状態は、上記6物質のうち、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質については、環境基準を達成していませんが、その他の4物質については、環境基準を達成しています。光化学オキシダントは、全国での環境基準達成率が0～0.1%程度で推移し、極めて低い水準となっています。浮遊粒子状物質は、黄砂の影響で一時的に濃度が上昇したことが原因で、人為的な大気汚染ではないことが確認できました。

大気環境常時監視測定局

高司中学校局*1	高司2丁目3-1	一般環境大気測定局
よりあいひろば*2	小林3丁目5-22	一般環境大気測定局
栄町測定局	栄町1丁目16-2	自動車排出ガス測定局

*1 令和元年（2019年）9月19日から測定開始 *2 令和元年（2019年）9月17日まで測定

●環境基準とは

大気汚染などについて、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めたものです。

環境基準を達成しているか否かの評価方法として、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については短期的評価(*1)と長期的評価(*2)の2通りが、二酸化窒素については長期的評価が、光化学オキシダントについては短期的評価が定められています。

(*1)短期的評価：1年間で得られたすべての1時間値、1日平均値あるいは8時間平均値が、環境庁（現環境省）告示で定められている環境基準を満足しているか否かを判定する評価方法です。従って、1回でも環境基準値を超過していると、短期的評価に不適合と評価されます。

(*2)長期的評価：二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）及び一酸化炭素（CO）の3物質について、1年間の測定結果が環境基準に適合したか否かを判断する際に用いられる評価方法です。環境基準値を超過した日が7日以内なら適合となります。ただし、「2日連続」の環境基準値超過があった場合は、不適合と評価されます。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）については短期基準(*3)と長期基準(*4)の2つが定められており、両者の基準を達成しているか否かによって評価を行いません。

(*3)短期基準：測定結果の1日平均値のうち年間98%値を代表値として選択して評価するための基準です。

(*4)長期基準：測定結果の1年平均値により評価するための基準です。

1 硫黄酸化物 (SO₂)

【環境基準】

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

【環境基準の評価方法】

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

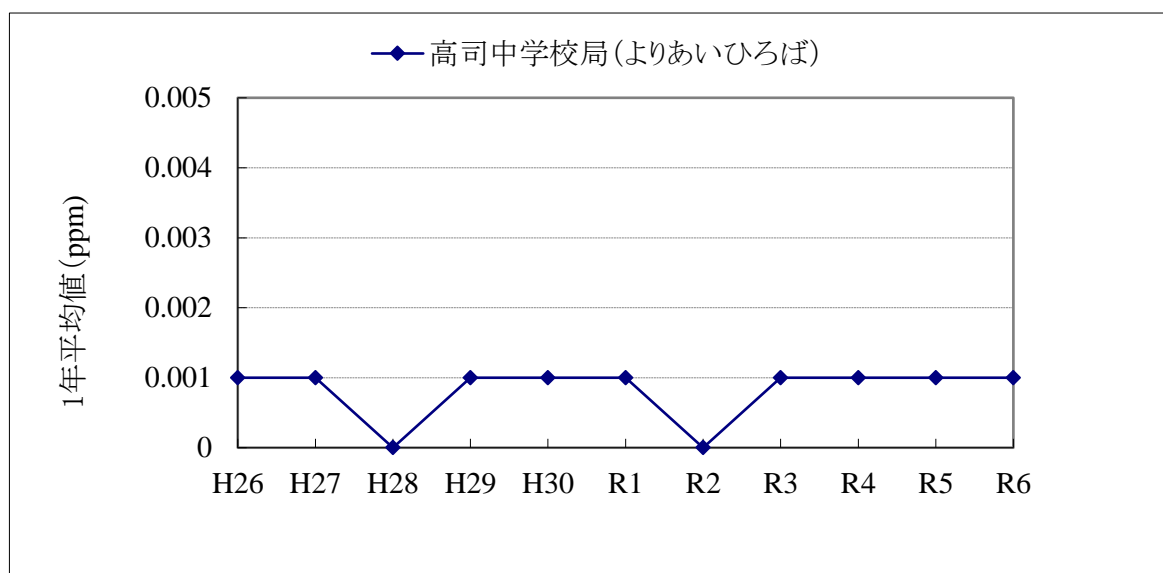
長期的評価：年間の1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にあるものを除外した後の最大値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.04ppmを越える日が2日以上連続しないこと。

【硫黄酸化物の測定結果及び評価】（令和6年度（2024年度））

測定局	評価項目		基準値	測定値	適合
高司中学校局	短期的	1日平均値	0.04ppm以下	0.003ppm (最大値)	○
		1時間値	0.1ppm以下	0.015ppm (最大値)	
	長期的	1日平均値の2%除外値	0.04ppm以下	0.002ppm	○
		2日以上連続して1日平均値が0.04ppmを超過したことの有無		無	
	1年平均値		—	0.001ppm	—

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

二酸化硫黄の経年変化(1年平均値)



資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

2 窒素酸化物（二酸化窒素）

【環境基準】

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

【環境基準の評価方法】

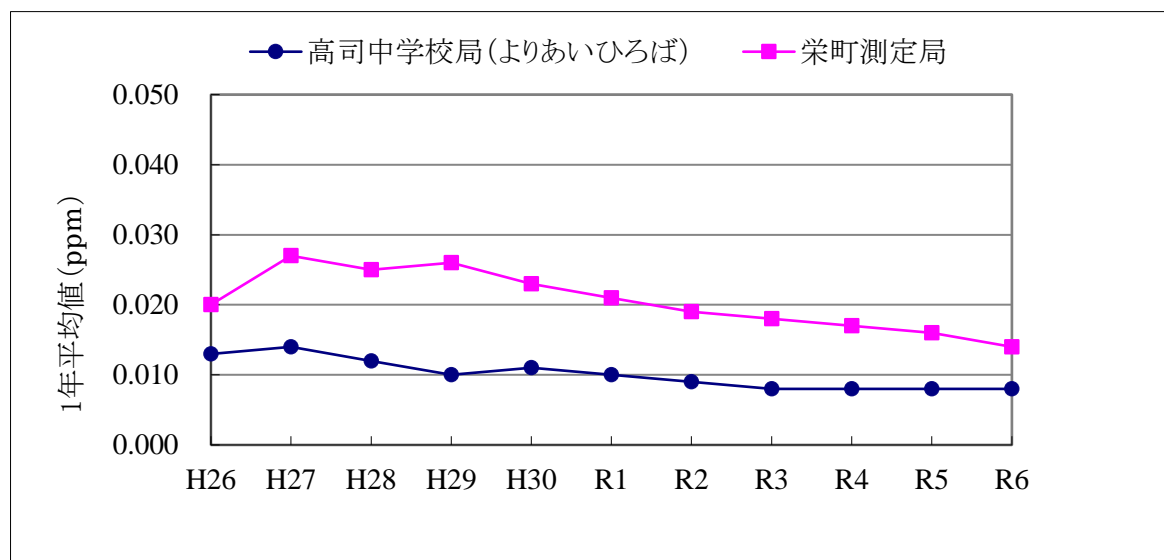
年間の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値の98%値が0.06ppm以下であること。

【窒素酸化物の測定結果及び評価】（令和6年度（2024年度））

測定局	評価項目	基準値	測定値	適合
高司中学校局	1日平均値の年間98%値	0.06ppm以下	0.019ppm	○
	(参考) 1日平均値が0.06ppm以上の日数	—	0日	—
	1年平均値	—	0.008ppm	—
栄町局	1日平均値の年間98%値	0.06ppm以下	0.027ppm	○
	(参考) 1日平均値が0.06ppm以上の日数	—	0日	—
	1年平均値	—	0.014ppm	—

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

二酸化窒素の経年変化(1年平均値)



資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

3 光化学オキシダント (Ox)

【環境基準】

1時間値が 0.06ppm 以下であること。

【環境基準の評価方法】

1時間値が 0.06ppm 以下であること。

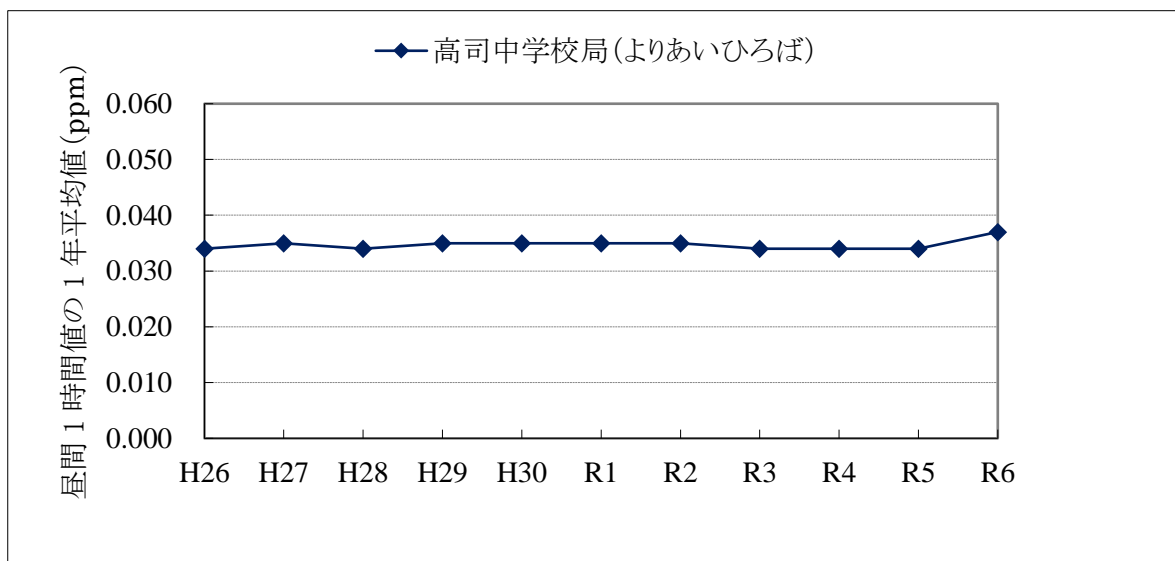
【光化学オキシダントの測定結果及び評価】 (令和 6 年度 (2024 年度))

測定局	評価項目	基準値	測定値	適合
高司中学校局	1 時間値	0.06ppm 以下	0.101ppm (最大値)	×
	*昼間の 1 時間値の 1 年平均値	—	0.037ppm	—

*昼間とは午前 5 時から午後 8 時までの時間帯

資料: 兵庫県大気・水質等常時監視結果

光化学オキシダント濃度の経年変化(昼間 1 時間値の年平均値)



資料: 兵庫県大気・水質等常時監視結果

4 浮遊粒子状物質 (SPM)

【環境基準】

1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

【環境基準の評価方法】

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

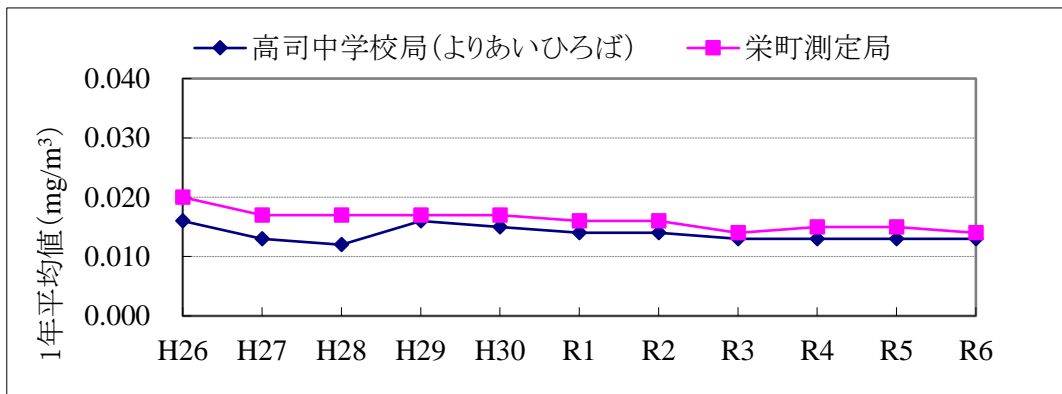
長期的評価：年間の1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にあるものを除外した後の最高値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m³を越える日が2日以上連続しないこと。

【浮遊粒子状物質の測定結果及び評価】(令和6年度(2024年度))

測定局	評価項目		基準値	測定値	適合
高司中学校	短期的	1日平均値	0.10mg/m ³ 以下	0.103mg/m ³ (最大値)	×
		1時間値	0.20mg/m ³ 以下	0.130mg/m ³ (最大値)	
	長期的	1日平均値の2%除外値	0.10mg/m ³ 以下	0.032mg/m ³	○
		2日以上連続して1日平均値が0.10mg/m ³ を超過したことの有無		無	
	1年平均値	—		0.013mg/m ³	—
栄町測定局	短期的	1日平均値	0.10mg/m ³ 以下	0.099mg/m ³ (最大値)	○
		1時間値	0.20mg/m ³ 以下	0.127mg/m ³ (最大値)	
	長期的	1日平均値の2%除外値	0.10mg/m ³ 以下	0.034mg/m ³	○
		2日以上連続して1日平均値が0.10mg/m ³ を超過したことの有無		無	
	1年平均値	—		0.014mg/m ³	—

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

浮遊粒子状物質の経年変化(1年平均値)



資料:兵庫県大気・水質等常時監視結果

5 一酸化炭素 (CO)

【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。8 時間平均値とは、1 日を 3 つの時間帯(0 時～8 時、8 時～16 時、16 時～24 時)に区分した場合のそれぞれの平均値をいう。

【環境基準の評価方法】

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

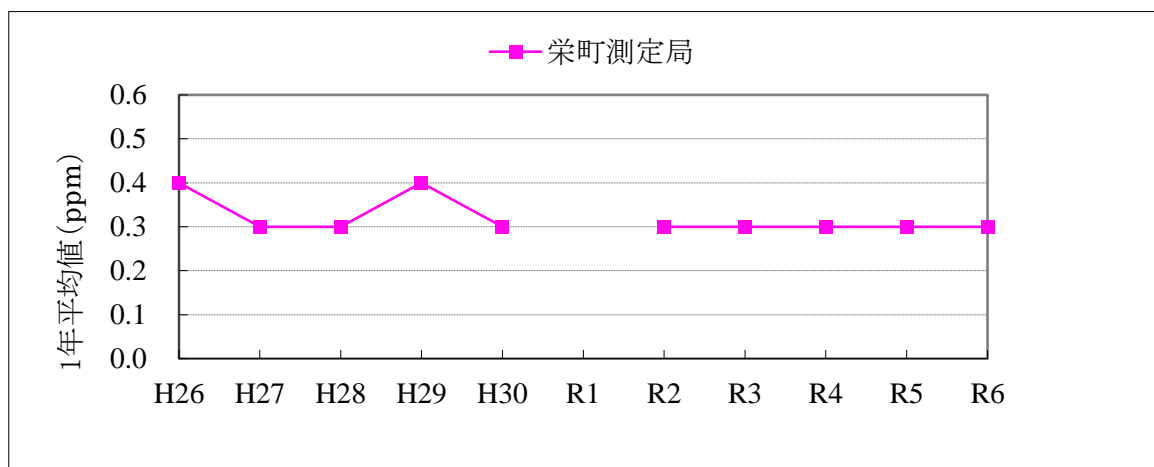
長期的評価：年間の 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2%の範囲にあるものを除外した後の最高値の 2%除外値が 10ppm 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 10ppm を越える日が 2 日以上連続しないこと。

【一酸化炭素の測定結果及び評価】(令和 6 年度 (2024 年度))

測定局	評価項目		基準値	測定値	適合
栄町測定局	短期的	1 日平均値	10ppm 以下	0.6ppm (最大値)	○
		1 時間値	20ppm 以下 (8 時間平均値)	0.8ppm (最大値)	
	長期的	1 日平均値の 2%除外値	10ppm 以下	0.4ppm	○
		2 日以上連続して 1 日平均値が 10ppm を超過したことの有無		無	
	1 年平均値		—	0.3ppm	—

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

一酸化炭素の経年変化(1 年平均値)



* 令和元年度は有効測定時間(6,000 時間/年)の不足により、1 年平均値は算出不可

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

6 微小粒子状物質（PM2.5）

【環境基準】

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

【環境基準の評価方法】

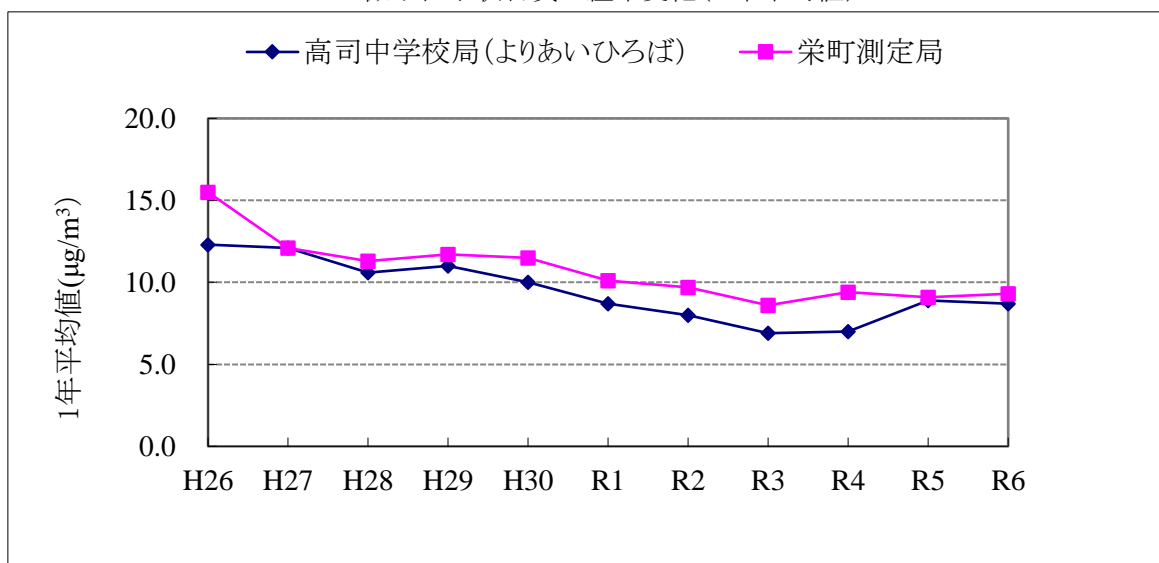
1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ （長期基準）以下であり、かつ、年間の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値の98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ （短期基準）以下であること。

【微小粒子状物質の測定結果及び評価】（令和5年度（2023年度））

測定局	評価項目	基準値	測定値	適合
高司中学校局	(短期基準) 1日平均値の98%値	$35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$24.4\mu\text{g}/\text{m}^3$	○
	(長期基準) 1年平均値	$15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$8.7\mu\text{g}/\text{m}^3$	
栄町測定局	(短期基準) 1日平均値の98%値	$35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$25.3\mu\text{g}/\text{m}^3$	○
	(長期基準) 1年平均値	$15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$9.3\mu\text{g}/\text{m}^3$	

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

微小粒子状物質の経年変化(1年平均値)



資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

第5節 水環境

本市では、水質の状況を把握するため、武庫川を含む市内の主要河川や地下水にて常時監視を実施しています。

1 公共用水域（河川・湖沼・海域）

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）に区分され、基準値が定められています。また、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質（要監視項目）については、指針値が定められています。令和6年度（2024年度）は市内24地点で調査を実施しました。

（1）健康項目

基準値が定められた27項目のうち、最明寺川においてひ素が、逆瀬川、支多々川、塩谷川、観音谷川及び一後川の5河川でふっ素が環境基準を超過しましたが、特定の発生源が周囲に見られないこと等から、これらの超過は自然由来と考えられます。

（2）生活環境項目

生活環境項目は、どの水域にどの環境基準を適用するかを国又は都道府県知事が指定（類型指定）し、本市では下表のとおり類型指定されています。環境基準点である百間樋において、BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準（3mg/L以下）を達成しました。BODの過去10年間の推移は以下のとおりです。

【本市における環境基準の累計指定状況】

水域名	水域の範囲	環境基準点	類型	達成期間
武庫川中流	三田大橋から仁川合流点まで	百間樋	B	直ちに達成

武庫川の生物化学的酸素要求量(BOD:75%値)の推移



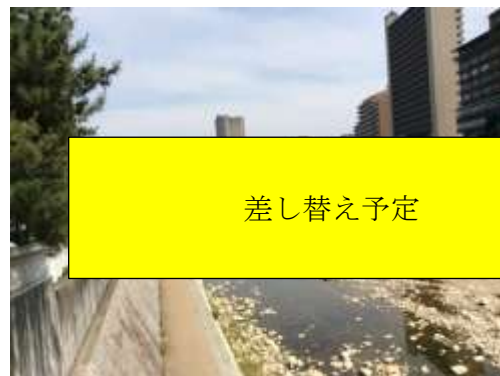
資料：宝塚市環境エネルギー課

※1 B類型:BOD基準値 3mg/L 以下

※2 BOD(生物化学的酸素要求量)とは、水中の有機物が微生物によって生物化学的に酸化分解される際(20℃で5日間)に消費される酸素の量で、有機物による汚れの度合いを示す。



逆瀬川



武庫川

(3) 要監視項目

武庫川の4地点(生瀬橋、温泉橋、百間樋、宝塚新大橋)、波豆川及び最明寺川の計6地点で調査を行い、全て指針値を下回っていました。

なお、令和2年度に「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)」が要監視項目に追加されたことを踏まえ、令和3年度から「PFOS及びPFOA」の測定を開始し、監視を継続しています。令和3年度に最明寺川において、「PFOS及びPFOA」が指針値を超過しましたが、令和4年度以降は全地点で指針値の超過はありません。周辺の利水状況から直ちに健康への影響が生じるおそれはないと判断しています。

2 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準として、基準値が定められています。また、公共用水域と同様に、引き続き知見の集積に努めるべき物質(要監視項目)については、指針値が定められています。令和6年度(2024年度)は、市内5地点で調査を実施しました。

(1) 環境基準項目

基準値が定められた28項目のうち、1地点でふっ素が、1地点でふっ素、ひ素、ほう素が環境基準を超過しました。特定の発生源が周囲に見られないこと等から、これらの超過は自然由来と考えられます。

(2) 要監視項目

令和6年度は2地点で調査を実施し、1地点で全マンガンが指針値を超過しました。特定の発生源が周囲に見られないこと等から、この超過は自然由来と考えられます。

なお、公共用水域と同様に令和3年度から「PFOS及びPFOA」の測定を開始し、監視を継続しています。令和6年度までに5地点で測定を実施し、指針値の超過はありません。

2024年度の状況が判明次第差し替え

3 水資源

本市の水資源の状況は次のとおりです。令和6年度（2024年度）の自己水源率（河川表流水、ダム水、浅井戸水、深井戸水）は、○%となっています。

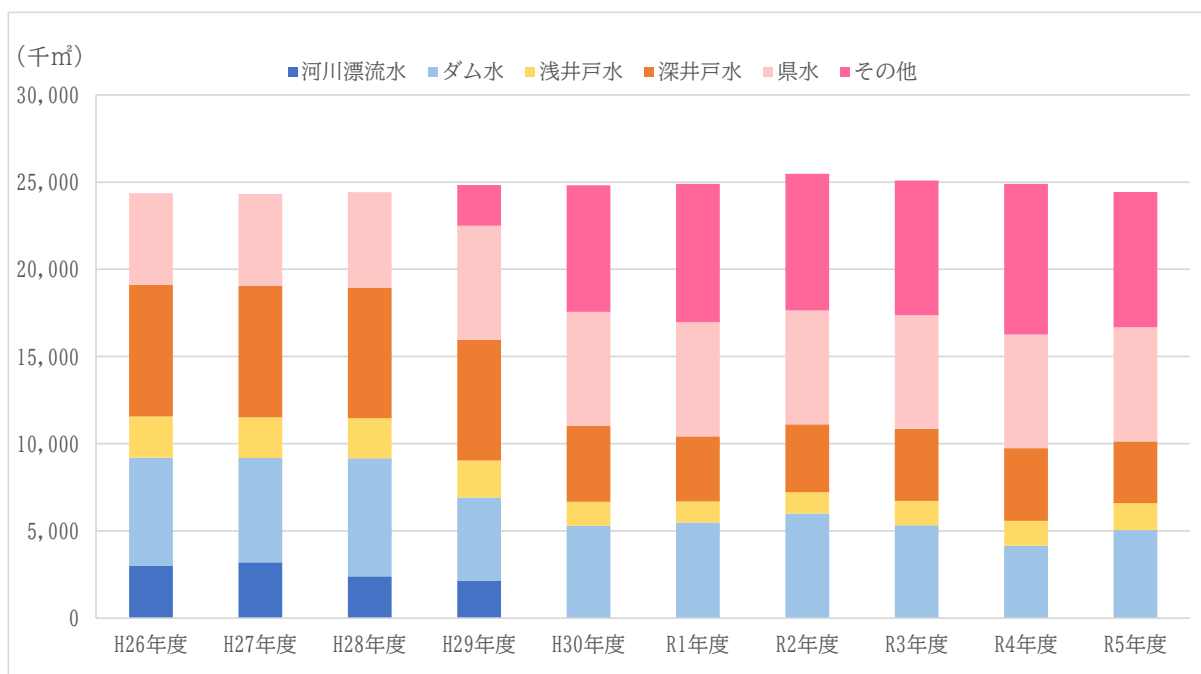
【自己水源と依存水源状況】

単位:千m³

年 度	自 己 水 源				依 存 水 源		総 数	自己 水源率
	河川表流水	ダム水	浅井戸水	深井戸水	県水	その他		
2014年度	2,995	6,207	2,355	7,564	5,199	5	24,325	78.6%
2015年度	3,201	5,975	2,341	7,526	5,248	6	24,297	78.4%
2016年度	2,387	6,779	2,307	7,475	5,439	7	24,394	77.7%
2017年度	2,145	4,763	2,123	6,925	6,547	2,329	24,832	64.3%
2018年度	8	5,280	1,376	4,364	6,531	7,262	24,821	44.4%
2019年度	—	5,485	1,201	3,740	6,539	7,935	24,900	41.9%
2020年度	—	5,997	1,215	3,904	6,523	7,837	25,476	43.6%
2021年度	—	5,327	1,393	4,129	6,524	7,712	25,085	43.2%
2022年度	—	4,138	1,437	4,173	6,513	8,632	24,893	39.2%
2023年度	—	5,050	1,540	3,540	6,540	7,761	24,431	41.5%
2024年度								

資料:宝塚市統計書

水資源の状況



資料:宝塚市統計書

第6節 騒音・振動

本市では、騒音規制法第18条に基づき、市内の幹線交通を担う国道176号や主要県道等において騒音測定を実施し、自動車騒音の状況を継続的に把握しています。また、道路交通振動の測定も併せて実施し、道路交通公害を防止するための基礎資料としています。

令和6年度（2024年度）は、市内7地点で騒音及び振動測定を実施しました。環境基準への適合状況については、4地点で騒音に係る環境基準を満たしていましたが、3地点では未達成でした。この3路線は、他の地点で環境基準を達成していることを確認していますが、引き続き監視を継続していきます。

また、振動に係る環境基準はありませんが、全地点で道路交通振動の要請限度を満たしてました。

【自動車騒音・道路交通振動調査結果(令和6年度)】

単位: dB

対象道路 調査地点	類型 ー 車線数 用途地域区分	時間 区分	騒音		振動	
			基準	測定値	限度	測定値
中国自動車道	B-6 準住居地域	昼間	70	74	65	32
		夜間	65	71	60	31
一般国道176号	B-4 準住居地域	昼間	70	74	65	32
		夜間	65	71	60	31
県道尼崎宝塚線	C-4 準工業地域	昼間	70	71	70	41
		夜間	65	67	65	37
県道塩瀬宝塚線	B-2 市街化調整区域	昼間	70	61	65	31
		夜間	65	52	60	29
県道切畑多田院線	B-2 市街化調整区域	昼間	70	69	65	37
		夜間	65	60	60	32
県道切畑猪名川線	B-2 市街化調整区域	昼間	70	64	65	31
		夜間	65	53	60	30
市道宝塚池田線	C-4 工業地域	昼間	70	63	70	39
		夜間	65	57	65	33

資料: 宝塚の環境

第7節 公害に係る苦情の現状

市民の公害に係る苦情は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、その他に区分し処理しています。本市の苦情相談件数は次のとおりです。

【苦情相談件数】

単位:件

年 度	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他
2019年度	83	3	16	34	3	25	2
2020年度	114	5	17	52	4	34	2
2021年度	101	8	13	47	4	26	3
2022年度	109	5	9	57	8	25	5
2023年度	113	17	7	38	4	39	8
2024年度	96	8	10	40	7	23	8

資料:宝塚市環境エネルギー課

第8節 快適環境

1 景観

宝塚市景観計画により、景観計画特定地区を指定しています。また、旧宝塚市都市景観条例に基づき都市景観形成地域を指定しており、指定状況は下記のとおりです。

景観計画特定地区一覧

景観計画特定地区	位置	指定年月日
清荒神参道地区 景観計画特定地区	清荒神1丁目、3丁目、5丁目の各一部	平成24年(2012年) 10月15日
仁川月見ガ丘地区 景観計画特定地区	仁川月見ガ丘、仁川北3丁目の各一部	平成24年(2012年) 10月15日
中山桜台7丁目地区 景観計画特定地区	中山桜台7丁目の一部	平成24年(2012年) 10月15日
千種地区 景観計画特定地区	千種1、2、4丁目、逆瀬川2丁目及び社町の各一部並びに千種3丁目	平成24年(2012年) 10月15日
売布自由ガ丘地区 景観計画特定地区	売布自由ガ丘の一部	平成25年(2013年) 7月5日
仁川団地 景観計画特定地区	仁川団地の一部	平成25年(2013年) 7月5日
東洋町地区(市役所周辺) 景観計画特定地区	東洋町の一部	平成27年(2015年) 12月25日
青葉台地区 景観計画特定地区	青葉台1丁目、2丁目及び逆瀬台6丁目の各一部	平成27年(2015年) 12月25日
武庫川町西地区 景観計画特定地区	武庫川町の一部	平成28年(2016年) 7月22日

都市景観形成地域一覧

都市景観形成地域	位置	指定年月日
旧小浜宿都市 景観形成地域	小浜4丁目、5丁目及び安倉北1丁目の一部、向月町の一部、鶴の荘の一部、米谷1丁目の一部	平成6年(1994年) 4月1日
雲雀丘山手 都市景観形成地域	雲雀丘山手1丁目及び2丁目の各一部	平成14年(2002年) 4月22日
雲雀丘 都市景観形成地域	雲雀丘1丁目、2丁目の各一部	平成14年(2002年) 8月29日
仁川高台 都市景観形成地域	仁川高台1丁目、2丁目及び仁川北3丁目の各一部	平成16年(2004年) 3月31日
雲雀丘3丁目 都市景観形成地域	雲雀丘3丁目の一部	平成18年(2006年) 3月31日
仁川台 都市景観形成地域	市仁川台の一部	平成18年(2006年) 8月31日
平井山荘 都市景観形成地域	平井山荘の一部	平成20年(2008年) 10月29日
野上 都市景観形成地域	野上2丁目の一部・3丁目・4丁目の一部、5丁目及び6丁目の一部	平成21年(2009年) 9月30日
新寿楽荘・武庫山南 都市景観形成地域	寿楽荘、武庫山1丁目、宝松苑の各一部	平成21年(2009年) 9月30日
仁川高丸 都市景観形成地域	仁川高丸1丁目、2丁目、3丁目の各一部	平成21年(2009年) 11月30日
長尾台 都市景観形成地域	長尾台1丁目、2丁目、切畑字長尾山の各一部	平成22年(2010年) 12月27日
ふじガ丘 都市景観形成地域	ふじガ丘、切畑字長尾山の各一部	平成22年(2010年) 12月27日

2 文化財など

本市の国・県・市指定文化財及び登録文化財の状況は以下のとおりです。

国・県・市指定文化財の登録件数

区分	総数	国指定	県指定	市指定
考古資料	10	-	2	8
歴史資料	2	-	-	2
彫刻	14	5	1	8
書跡	2	1	-	1
工芸	2	-	-	2
建造物	24	2	10	12
絵画	4	2	-	2
有形民俗文化財	1	-	1	-
無形民俗文化財	3	-	-	3
史跡	11	1	1	9
名勝	-	-	-	-

資料:宝塚市統計書(令和6年版)



国指定史跡 中山荘園古墳

第9節 環境特性

本市の環境の概況と特性をまとめます。

環境の概況と特性

環境分野		概況・特性
自然環境 循環系	地球温暖化	温室効果ガス排出量は、令和3年度に以降増加傾向 エネルギー需要量は、電気・ガスともに減少傾向
	廃棄物	一人一日当たりのごみ排出量は減少傾向、全国平均を下回って推移 リサイクル率は、全国平均を上回って推移
生態系 自然環境	植物	自然植生：コジイ・カナメモチ群集などの照葉樹林帯 丸山湿原、松尾湿原など多様な植物が生息する生態系 希少種：カワラサイコ、ツメレンゲなど（市街地武庫川にも生息） 外来種：ミズヒマワリ、オオキンケイギク、オオカワヂシャなど
	動物	南北の特性：北部山地には多様な動物が生息、南部市街地では少数 希少種：ギフチョウ、ハッチョウトンボ、ミヤマアカネ、ヒメタイコウチなど 外来種：アライグマ、ヌートリア、オオクチバスなど
	天然記念物	オオサンショウウオ（国指定特別天然記念物） 生物多様性、規模から県下有数の湧水型湿原である丸山湿原（県指定）のほか松尾湿原（市指定） 売布神社社叢、清荒神清澄寺自然林ほか（市指定）
生活環境	大気質	二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素の環境基準を達成 光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）は未達成 他国からの汚染物質の飛来などの問題
	水質 水資源 水循環	類型指定水域の武庫川百間樋はBODの環境基準の達成を維持 その他市内河川においても環境基準以下で良好な状態を保っている 水資源の総量は減少傾向 自己水源率は、16年度86.9%から25年度79.7%に推移
	騒音	公害に係る苦情のうち騒音が最多の件数 自動車騒音は、面的評価において環境基準未達成地点あり
	振動	道路交通振動は、調査全地点で要請限度以下
	悪臭	市の全域を規制地域に指定（一般地域、順応地域）
快適環境	文化財	国指定10、県指定15、市指定44
	景観	景観計画特定地区6地区、都市景観形成地域12地域
	公園	都市公園数312、設置面積90.27ha 市民1人当たり面積3.86㎡ 整備が行われている里山公園（亦楽山荘（40ha）ほか）